

Ｌ・オッペンハイム著『国際法』（一九〇五年刊・初版）（その三）

広 井 大 三 訳

第一部 国際法の主体

第一章 国際法人格

- 一 国際法人格としての主権国家
- 二 国際法人格としての国家の承認

三 国際法人格の条件の変化

四 国際法人格の承継

五 複合的国際法人格

六 付庸国

七 保護下にある国

八 中立国

九 非キリスト教国

Ｌ・オッペンハイム著『国際法』（一九〇五年刊・初版）（その三）

一〇 ローマ法王庁

一一 現在の国際法人格

第一章 国際法人格

一 国際法人格としての主権国家

ヴァッテル・第一卷一〜二、ホール・一、ローレンス・四二、フィリモア・第一卷六一〜六九、トウイス・第一卷一〜一、テイラー・一七、ウォーカー・一、ウエストレイク・第一卷一〜五、二〇〜二二頁、フィートン・一六〜二二、ウルマン・一〇、ヘフター・一五、ホルツェンドルフ・第二卷五〜一頁、ボンフィス・一六〇〜一六四番、デスパグネ・六九〜七四番、

プラディエル・フォデレ・第一卷四三〜八一番、ニュース・第一卷三二九〜三五六頁、リヴィエール・第一卷三、カルポー・第一卷三九〜四一、フィオレ・第一卷三〇五〜三〇九番、マルテンス・第一卷五三〜五四。

六三 真正かつ明白な国際法人格 国際法人格の概念

は、国際法の概念から引き出される。この国際法は、文明諸国が、その通交を法的に拘束していると見なしている規範の集合体であるので、文明諸国に属して、そのため国家群の構成員である国であれば、すべて国際法人格である。主権国家は、もっぱら国際法人格——すなわち、国際法の主体である。しかしながら、後述するように、十分な主権国家と不十分な主権国家がある。十分な主権国家は完全な国際法人格であり、不十分な主権国家は不完全な国際法人格である。何となれば、不十分な主権国家は、或る若干の場合にのみ国際法の主体だからである。

真正である主権国家とは別に、明白ではあるが真正ではない国際法人格——すなわち、国家の連合と、内乱において交戦団体 (belligerent Power) として承認された叛乱団

体、それにヴァチカン (the Holy See) が存在する。これらのすべてが、後述するように⁽¹⁾国際法の真正な主体ではないが、或る点では、恰も国際法人格であるかのように扱われることがある。しかし、それによって、国家群の構成員となることはない。

特に言及しておかねばならないことは、国際法の主体としての資格と国際法人格の資格は、君主や外交使節、それに私的な個人には帰属しないし、特許会社や国民や、国家喪失後の民族 (例えば、ユダヤ人やポーランド人のような場合) と組織的放浪種族にも帰属しないことである。⁽²⁾

(1) 八八 (国家の連合)、一〇六 (ヴァチカン)、それに第二卷五九と七六 (叛乱団体) を参照のこと。

(2) 大抵の法律学者が、この見解に賛成しているが、しかし、何人かの賛成しない人たちがいる。例えば、ヘフター (四八) は、君主に国際法の主体としての資格を主張しており、ローレンス (四二、五四、五五) は、その資格を法人や個人に求めている。この問題については、二八八、二九〇、三四四、三八四で検討する。

六四 国家の概念 固有の国家は——いわゆる、植民

地国家と対比してみると——人民が国内において、それ自

身の独立した政府のもとに居住している場合に、存在していることになる。したがって、国家が存在するために取得しなければならない要件には四つある。

第一に、人民が存在しなければならぬ。人民とは、彼らが、さまざまな種族や信仰に属していたり、違った皮膚の色をしているという事実にも拘らず一つの共同社会として共に生活する両性から成る諸個人の集合体のことである。

第二に、その人民が定住した国がなければならぬ。ユダヤ人たちが聖地パレスチナを征服するまでの四〇年間、砂漠の中にいたように、放浪する人民は、国家にはならない。しかし、その国家が、大きいか、小さいかは問題ではない。都市国家の場合のように、それは、たった一つの都市からも成り立つのである。

第三に、政府——すなわち、その人民の代表者である一名、ないし、それ以上の人たちと、その土地の法に従った規則、とがなければならぬ。無政府主義的な共同社会は、国家ではない。

第四に、最後の要件として、主権をもつ政府がなければ

ならない。主権は、最高の権威であり、その権威は、地球上の他の一切の権威から独立している。したがって、用語の厳格、かつ、最も狭義な意味での主権というものは、その国の国境の内外における、すべてにわたる独立を包含している。

六五 不十分な主権国家 通常の状態における国家は、

全般的な独立を享有し、したがって、十分な主権を享有する。しかし、必ずしも十分な主権を享有せず、したがって、不十分な主権国家として指摘される国家が存在している。宗主権の下に置かれていたり、他の国の保護下にあたり、或るいは、いわゆる、連邦国家の構成国である、というような国は、すべて、このグループに属している。それらのすべてが、国の業務の一部に関しては、最高の権威と独立を享有しているが、しかし、その他の部分に関しては、かれらは、他国の権威のもとに置かれているのである。このことから、このような不十分な主権国家は、国際法人格であり、いやしくも、国際法の主体であり得るかどうか、という問題が議論されるのである。^①

かれらが、十分に完全で、しかも、正常な**国際法**の主体ではあり得ないということについては、疑問の余地が無い。しかし、かれらが、如何なる場合においても**国際的な地位**をもつことができず、いやしくも、**国家群**の構成員には成り得ない、と主張することは誤りである。現実にあるがままに、その問題を考察するならば、われわれは、それらの**国家**が、実際に多くの点で**権利**を享有して、**国際法人格**としての義務を、その他の点で履行していることに気付くのである。かれらは、**外交使節**、或るいは、少なくとも**領事**を派遣・接受し、しばしば、**通商**、その他の**国際条約**を締結し、かれらの君主は、**国際法**に従って各国の**国内法**が外国の君主に認めなければならぬ**特権**を享受している。これらの同じような事柄については、こうした不十分な**主権国家**が、どうかこうにか、**国際法人格**であり、**国際法**の主体であるということ以外には、他には説明のつかないことである。もちろん、このような不完全な**国際法人格性**は変則であるが、しかし、十分な**主権**のない**国家**が存在すること自体が**変則**である。それに、十分な**主権**の無い**国家**

は、やがて、十分な**主権**を取得するか、或るいは、**国**が分裂して、他国の単なる**属領**になったりして全く消滅してしまうので、**永続性**をもたないことを、歴史は教えているのである。これらの不十分な**主権国家**は、きわめて**変則的な**ものであるので、**国家群**内部のかれらの地位に関する**確固不変の一般的な法則**について述べることはできない。何故なら、**万事**が**特殊な事例**に依存しているからである。十分な**主権**の無いすべての**国家**に関して一般的に言えることは、**国家群**内部のかれらの地位が、もしあるとすれば、それは、常に他の**国家**によって、多かれ少なかれ**保護**されている、ということである。しかし、かれらの部分的な**国際法人格**としての性格は、**英領カナダ**（一九四九年に独立）や**オーストラリア連邦**（一九三一年に独立）のような、いわゆる、**植民地国家**と比較した場合に明瞭になる。**植民地国家**は、如何なる場合においても、**国際的地位**をもたないのである。つまり、かれらは、完全な**自治**を享受し、したがって、或る意味では、**国家**と呼び得るかもしれないが、**国際法**の観点からすれば、**母国**の**植民地的部分**以外の何ものでもないのである。**決定的要素**は、

拒否権をもった総督が母国によって任命されるということ
と、母国の議会が、その植民地国家から自治を取り上げ、
直接、かれらのために法律を制定することができる、とい
うことである。

(1) この問題は、不十分な主権国家の各々の種類に関連し
て、八九、九一、九三でも検討することになる。ここで
の議論の対象は、このような国家を、いやしくも、**国際
法人格**として見なすことができるか否かという問題であ
る。ウエストレイク・第一巻二二頁では、「**国際法上の
国家**となるために、独立しているということは、**国家に
とって必要なことではない。**」と述べることによって、
この問題に肯定的に答えている。

六六 主権の可分性論争 十分な主権をもつ国家と不

十分な主権をもつ国家との間の区別は、主権は分けられる
ものであり、そのため、主権に係る権限は、必ずしも、
一つに統合される必要は無いという見解に基づくものであ
る。しかし、多くの法律学者が、主権の可分性を否定し、

国家は、主権をもつか、もたないかのいずれかであると主
張している。かれらは、主権が、あらゆる国家の特性であ

り、国家群の構成員の特性であることを否定している。し
たがって、主権の概念については、もっとじっくりと見て
みる必要がある。それに、後述するように、主権の意味ほ
ど議論の的になる概念は、おそらく存在しないし、この概
念が、政治学に導入されてから今日に至るまで、それが普
遍的に同意された意味をもつようになっていないことも、
議論の余地の無い事実である。⁽¹⁾

(1) 主権に関する文献は広範囲に及んでいる。次の著者た
ちは、さまざまな学者たちの所説を概観している。ドッ
ク (Dock)、『ボータンからフリードリヒに至る主権概
念論』(Der Souveränitätsbegriff von Bodin bis zu
Friedrich dem Grossen) 一八九七年刊。メリアム
(Merriam)、『ハンノー以降の主権理論の歴史』(History
of the Theory of Sovereignty since Rousseau)
一九〇〇年刊。レーム (Rehm)、『一般的国家論』(All-
gemeine Staatslehre) 一八九九年刊。一〇一―一六。
また、メイン (Maine)、『古代制度論』(Early Institu-
tion) 三四二―二〇〇頁参照。

六七 一六、一七世紀における主権の意味 主権(So-

vereignty) という言葉は、一五七七年に出版されたポータ

ンの有名な書物『国家論』(De la République) によって、政治学の中に導入されたものである。ポータン以前の中世の末期には、Sovereign という単語は、フランスでは政治的、ないし、それ以外の権威で、それ以上のものが無い権威について用いられていた。したがって、例えば、最高裁判所は Cours Souverains と呼ばれていた。しかしながら、ポータンは、その古い概念に全く新しい意味を与えたのである。フランス絶対主義の始祖であるルイ一一世(一四六一—一四八三)によって始められた中央集権政策の影響を受け、その政策に有利なように、ポータンは、主権を「国内で絶対、かつ、永久の権力」と定義したのである。このような権力は、神の掟と自然法を除いては、如何なる場合でも、国内において何らの制限も無い最高の権力であり、憲法でさえ主権を制限することはできない。主権は、君主政体では君主の特性であり、民主政体にあつては人民の特性である。主権者は実定法の上位にあり、契約だけが、主権者を拘束している。何故ならば、契約は拘束力がなければならぬということ、自然法が命じているからである。

このようにして導入された主権の概念は、一六世紀の政治学の著者たちによって、ただちに受け入れられたが、しかし、これらの著者の大多数は、主権が憲法と実定法によって制限され得ると教えたのである。こうして、早くもポータンの概念よりも何んとなく弱い主権概念が出現してしまつた。他方で、一七世紀には、ホッブズが、主権者は何ものによつても拘束されず、すべてのものに超越し、宗教にさえ超越する権利をもつ、と主張することによつて、ポータンをさえ上まわってしまった。非常に多くの国際法学者がホッブズに従つたのに対して、それ以外の、とりわけ、プーフエンドルフは、ホッブズとは対照的に、主権が普遍性を内包することを否定した。プーフエンドルフによれば、主権は、国内において最高の権力ではあるが、絶対の権力ではなく、憲法上当然に、制限され得るのである。しかし、主権の定義をめぐるさまざまに違いにも拘らず、一六、一七世紀のすべての著者たちは、主権は不可分であり、全権力の中央集権が、君主か、或るいは、共和国における人民自身の、いずれかである主権者の手中に置かれている、と

いう点では意見の一致をみているのである。しかし、主権のもう一つ概念の方向づけが、ロックによって用意され、彼の『市民政府二論』(Two Treatises on Government)が一六八九年に出版されて、国家それ自身が本来の主権者であり、政府のすべての最高権力は、この国家の主権から派生するという教理への道を拓いたのである。

(1) Sovereign は、ラテン語の *superanus* か、或るいは *suprema potestas* に由来してゐる。

(2) ボーダンの『国家論』第一卷第八章を参照のこと。

(3) ホッブズの『市民論』(De cive) 第六章二二―二五を参照。

(4) プーフエンドルフの『自然法と万民法』(De jure naturae et gentium) 第七卷第六章一―二三を参照。

六八 一八世紀の主権の意味 一八世紀になると、事態は再び変化するようになった。つまり、ウエストファリアの講和以来、ドイツ帝国の構成諸国の中の数百という君臨君主が、事実上、と言うことは理論上と言うことではないが、多少、独立するようになったという事実が、国際法学者に、一方における絶対的で完全に十分な主権というも

のと、他方における相対的で不完全で不十分な半主権というものとの区別を認める必要に迫らせたのである。すなわち、絶対的で十分な主権が、国の内外で無制限の独立を享受する君主に帰属したのに対して、相対的で不十分な主権はないし、半主権は、国の内外の諸問題のいろいろな点で、多少、他の国に依存している君主に帰属していたわけであり、この区別によって、主権の可分性が承認されたのである。しかも、一七八七年にアメリカ合衆国が、国家の連合から連邦国家になったときに、主権をもつ連邦国家と主権をもつ構成国家との間に主権の分配が出現したのである。しかし、主権の可分性が、一八世紀に普遍的に承認されたとまでは言うことはできないのである。それは、ルソーが、一七六二年に『社会契約論』(Contrat Social) を公刊し、再び主権の不可分性を擁護したということを挙げておけば、それで十分であるが、要するに、ルソーの主権概念は、絶対で最高の権力を内包することから、本質的にはホッブズのそれと同じである。しかし、ルソーによれば、主権は、もっぱら人民にのみ属していて、奪うことのできないもの

であり、したがって、人民から国の他の機関に譲渡され得ないものである、とされる限りにおいてホップズとは異なっているのである。

六九 一九世紀の主権の意味 一九世紀の間に、きわめて実際上の必要性をもった三つの異なる要素が、主権概念の歴史に影響を及ぼすようになった。

第一の要素は、ロシアを除いて、すべてのキリスト教文明君主国が、今や多かれ少なかれ立憲君主国に変わったことである。したがって、主権を絶対主義と同一視することは、實際上、過去のものとなり、今は、主権をもつ君主が、憲法や実定法によって、その権力の行使を規制されること十分にあり得るということが、一般に認められている。

第二の要素は、アメリカ合衆国によって示された連邦制国家のお手本に、スイスやドイツや、その他の国々が追従したことである。スイスの憲法はドイツのそれと同様、連邦制国家の構成国は依然として主権国家のままであることを、きっぱりと宣言しており、したがって、さまざまな問題について、構成国と連邦制国家との間の主権の可分性を

間接的に承認しているのである。

第三の、しかも、非常に重要な要素は、政治学が、国家の主権と、国家権力を行使する機関の主権との間の区別をするようになったことである。今日、大多数の国際法学者が、本来、主権者であるのは、君主でも、議会でも、人民でもなく、国家それ自身であると教えているが、今日、われわれの言う主権というものは、あらゆる国家の国家としての自然の属性なのである。しかし、法人としての国家は、その権力を行使する機関を必要としており、その機関、ないし、主権と関係がある国家権力を行使する機関が、主権者それ自身であるということが言われている。しかし、この機関のもつ主権が、国家の主権から派生することは明らかであり、また、国家の主権が、例えば、イギリスにおいては、国王と議会が、国家主権の共同の為政者であるように、いくつかの機関の結合した作用によって行使されることがあり得ることも、同様に明らかである。さらに三番目に明らかなこととして、国家が、或る一定の問題に關しては、或る一つの機関によって行使される主権をもち、また、

別の問題に関しては、他の機関によって行使される主権をもつことができるということである。

こうした状況にも拘らず、主権の可分性に関する昔からの議論が、決して廃れてしまったわけではなかった。それは、一方で、スイスやドイツが連邦制国家に変わったことを通して、他方で、アメリカ合衆国とその南部の構成国家との間の紛争を通して、新しい刺激剤を取得したのである。

連邦制国家とその構成国の協力主権理論は、一七八七年に「フェデラリスト」(アレクサンダー・ハミルトン、ジェームズ・マディソン、ジョン・ジェイ)によって擁護され、ドイツでは、ヴァイツ(Waiz)によって採り上げられ、⁽¹⁾そのヴァイツに多くの国際法学者が追従した。他方、主権不可分の理論はカルホーン(Calhoun)によって援護され、⁽²⁾やがて、ヨーロッパの多くの国際法学者が、彼に従うようになった。

(1) 『政治学』(Politik) 一八六二年刊。

(2) 『政府論』(A Disquisition on Government) 一八五一年刊。

七〇 主権に関する議論の帰結 前述の主権概念の歴

ル・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その三)

史についての素描から、この概念に関して、意見の一致が無いし、また、一致が無かったことが明白になる。したがって、主権をもつ国も、もたない国も、結果的には区別できるようにするため、政治学から主権の概念を全く排除しようとしたり、同様に、国家の地位にとって必要な特質としての主権を排除しようとしたりする努力が行われているとしても不思議なことではない。主権という用語は、最高の權威という意味を除くと、何ら十分には認められた意味をもたないままに使われる言葉であることは事実であるが、こうした事情のもとでは、単なる形式論的な議論に口出しをしようとは思わない人たちは、異常で不合理ではあっても、生活の事実と実際の国情というものに執着しないわけには行かないのである。準独立国が存在することは疑い得ないことであるので、主権は分割できるということは、当然、主張され得るのである。

二 国際法人格としての国家の承認

ホール・二と二六、ローレンス・五六、六〇、フィ

リモア・第二卷一〇〇二二三、テイラー・一五三〇一六〇、ウォーカー・第一卷一、ウエストレイク・第一卷四九〇五八頁、フィートン・二七、ブルンチュリ・二八〇三八、ハートマン・一一、ヘフター・二三三、ホルツェンドルフ・第二卷一八〇三三頁、リスト・五、ウルマン・二〇〇二二、ボンフィス・一九五〇二二三番、デスパグネ・七九〇八五番、プラディエル・フォデレ・第一卷一三六〇一四五番、ニュース・第一卷六九〇一一五頁、リヴィエール・第一卷三、カルボー・第一卷八七〇九八、フィオレ・第一卷三一一〇三二〇番、マルテンス・第一卷六三〇六四、ル・ノルマン (Le Normand) 『國際的承認とその各種の適用』 (La reconnaissance internationale et ses diverses applications) 一八九九年刊。

七一 国家群の構成員の資格要件としての承認 國際

法の基盤は、文明諸国の共通の同意であるので、国家の地位だけでは、国家群の構成員資格を含まないのである。国家の中には、文明をもっているとしても、その文明が、国家や人民に、**國際法**に従って振舞うことを不可能にするような程度のものであるため、国家群の構成員ではないか、或るいは、必ずしも十分な構成員になっていない国家が、

数としては次第に減少しているものの、現実に存在している。構成員である国家は、**國際法**が、慣習や条約を通して彼らの間で次第に成長したために、もともと、構成員であるか、或るいは、国家が誕生したときに既存の構成員の一国によって承認されて、構成員になっているかのいずれかである⁽¹⁾。したがって、既存の構成員ではなく、構成員になることを希望するあらゆる国家にとっては、承認が必要不可欠である。国家は、もっぱら、承認を通してのみ、**國際法人格**であり、また、**國際法人格**になるのである。

ところが、多くの著者が、この見解には同意していないのである。彼らが主張するのには、一八三一年のベルギーのように、もし、新しい文明国が、既存の承認された国家から分裂するか、或るいは、その逆の方法で誕生するならば、そのような新国家は、当然に国家群の中に加入し、また、当然に**國際法人格**になると言うのである⁽²⁾。彼らは、あらゆる新国家が、他の諸国と正式な通交関係に入ることを可能にするためには、實際上、こうした承認が必要不可欠であることを否定はしないが、しかし、理論上は、あらゆる

る新国家は、成立した事実によって国家群の構成員になるのであって、承認は、この事実にとって必要な証明を与えるにすぎない、と彼らは主張するのである。

だが、現実の国際的な生活の事実性を斟酌するならば、こうした見解は支持できないものである。新国家が、他の諸国から承認される権利をもっていないことと、国家が、新国家を承認する義務をもたないことは、**国際法上のルール**であり、したがって、もし、国家が、その成立と共に国家群の構成員としての地位に、まさに当然に就くのであれば、承認の本来の目的が何であるかは理解され得ないのである。国家の地位それ自身が、承認とは無関係であることについては疑いが無いし、**国際法は、国家が、承認されない限り存在しない**とは言っていないのである。しかし、**国際法は、承認される以前の国家については留意しない**。つまり、承認を通してのみ、もっぱら、**国家は、国際法人格と国際法の主体になるのである**。

(1) 二七と二八を参照のこと。

(2) 例えば、ホール・二と二六、ウルマン・二〇、ガレイ

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その三)

ス・六四頁、リヴィエール・第一卷五七頁を参照のこと。

七二 承認の態様 承認は、旧来の国家が、新国家を

国際法人格として、また、国家群の構成員として扱う意思をもっていることが、それを通して明確になる行為である。承認は、明示的、ないし、黙示的に与えられる。したがって、新国家が、正式に承認を要求し、何らかの正式な宣言において承認を受けるとするならば、それは明示的承認を受けることになる。他方において、旧来の国家が、新国家と正式な通交関係に入る場合に、承認が、黙示的、ないし、間接的に与えられるが、外交使節を派遣、接受したり、^①条約を締結したり、その他、新国家が実際に**国際法人格として扱われていることが明白になるような何らかの行為による場合が、それである**。

しかし、このような承認が無ければ、新国家と通交関係に入る可能性は無いわけであるので、実際には、承認を長期にわたって差し控えることはできないのであるが、**国際法上、新国家は、承認を要求する権利をもってはいない**のである。もし、承認が、幾らか長期にわたって拒絶される

ならば、新国家だけではなく、旧来の国家側の利益も損なわれなければならないので、実際上は、結局、こうした利益が、明示的、または、黙示的な承認を実施させる要因になるのである。だが、そうは言っても、歴史上は、承認が引き延ばされた多くの事例が記録されているし、これ以上の吟味をするまでもなく、承認の授与、ないし、否認は、国際法上の問題ではなく、国際政治の問題であることが、そこから明白になるのである。

それに、或る国による承認は、他の国に対して、その先例に従わなければならないような拘束力を少しも持たないということ、特に言っておかねばならない。しかし、実際には、新国家が堅実な基盤の上に現実に確立された場合に、一、ないし、それ以上の大国が、いっせいに承認するならば、そういう場合には、後から他の多くの国々も承認を与えるというのが実例であろう。

(1) 領事の派遣が、承認を意味するか否かについては、四二八で検討する。

(2) リヴィエール・第一卷五八頁に枚挙されている事例を

参照のこと。

七三 条件付きの承認 新国家が、安全、かつ、永続

的に確立されているならば、どのような場合でも、承認は、概して、何の条件も無しに与えられるであろうが、しかし、承認を与えることが、政策の問題であって、法の問題ではないために、旧来の国家が、新国家の承認を、後者が或る条件を履行するか否かで決めるとしても、それを妨げるものは何も無いのである。だから例えば、一八七八年にベルリン会議で集まった大国は、ブルガリア、モンテネグロ、セルビア、ルーマニアに対して、各々のどんな人民も、宗教上、何ら無資格にしないということだけを条件^①にして承認を与えている^②。こうした条件付き承認の意味は、その条件が受諾されない場合には、承認を撤回できるということではない。しかし、条件付きの承認は、もし、それが新国家によって受け入れられるのであれば、その条件に従うべく国際的な法的義務を、そうした新国家に課すことになり、従わない場合には、被承認国に対して、その課せられた条件を受諾させる目的で、内政干渉をする権利が、他方の側

に与えられるのである。

(1) この場合の条件は、個々の国家の属人的支配権に対する制約を含んでいる。一七八を参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G、および、第三輯四四九頁にある一八七八年のベルリン条約の第五条、二五条、三五条、四四条の各条項を参照のこと。

七四 時宜を得た承認と尙早の承認 革命の過程で既

存の国家から分裂して新国家を確立しようとする場合に、承認は、特に重要性をもっている。しかも、新国家が、既に本当に安全で、かつ、永続的に確立されたのかどうか、或るいは、まだ、確立を達成したのではなく、確立を目的にして努力しようとしているだけであるのかどうか、が、ここでは重大な問題なのである。あらゆる内乱の場合に、叛徒側が、その国の一部を掌握して維持することに成功して、独自の政府を樹立する場合に、その叛徒側を交戦団体として承認することができるということについては、疑いがない。しかし、交戦団体としての承認と、新国家として叛徒側と国家の一部を承認することの間には、広くて深い隔たりがある。そして、まさに問題は、交戦団体としての

承認の代わりに、新国家の承認が、どんな的確なタイミングで与えられるか、ということである。何故ならば、新国家としての時宜を得ない性急な承認は、その本国の威信に対する侵害であり、⁽¹⁾後者は、その承認に辛抱強く屈従する必要は無いからである。

こうした問題の重要性にも拘らず、革命により樹立される国家が、安全、かつ、永続的に、みずからを確立したと言えるような時期に関して、確固不動の法則を述べることはできないのであるが、このような安全、かつ、永続的な確立の特徴というものは、革命国家が本国を完全に敗北させたか、或るいは、本国側が革命国家側を鎮圧する努力を止めてしまったか、更には、その努力にも拘らず、本国側が革命を自己の支配下に戻すことが明らかに不可能である、というような、いずれかの事実がある場合には見いだされる。もちろん、本国みずからが、その新国家を承認するならば、その場合、他の国家には、その承認を法的に認める義務は無いが、自分たちが承認することを、最早、差し控える理由も、同時に無くなるのである。

アメリカ諸国のヨーロッパ本国からの分裂は、多くの例証的な実例を提供している。例えば、一七七八年のフランスによるアメリカ合衆国の承認は、尚早であったが、しかし、イギリス自身が、一七八二年にアメリカ合衆国の独立を承認すると、他の国々も、イギリスを怒らせることなく承認を与えることができた。更に、スペインの南アメリカ植民地が、一八一〇年に独立を宣言したときには、大国は、何年もの間、その新しい諸国家を承認しなかった。しかしながら、スペインが、依然として権利を保有していたとは言え、最早、支配を回復することが不可能であることが明白になるや、アメリカ合衆国が一八二二年に、その新生諸国家を承認し、イギリスが、一八二四年と一八二五年にそのアメリカの例にならったのである。⁽²⁾

(1) こうした時宜を得ない承認は内政干渉になるといふことが、しばしば主張されている。しかし、この主張は正鵠を得てはいない。何故ならば、内政干渉というのは(二三四を参照)他の国の問題に対する専断的な干渉だからである。叛徒を交戦国として承認する問題は、ウエストレイク・第一巻五〇〜五七頁に余すところ無く論及

されている。

(2) ギブズ (Gibbs) 『承認・南北アメリカ諸国の歴史 かの一章』 (Recognition: a Chapter from The History of the North American and the South American States) 一八六三年刊、を参照のこと。

七五 他の承認と対比しての国家承認 新国家の承認

を、他の承認と混同してはならない。叛徒の交戦国としての承認については、既に述べたが、それ以外に、政府の形態の変更の承認、或るいは、旧来の国家の名称の変更に対する承認も、重要な問題である。しかし、こうした変更について承認を与えるか、拒否するかは、国家自身の承認とは全く関係が無い。もし、外国が、旧来の国家の政府形態の変更についての承認を拒むとしても、それによって、後者は、**国際法人格**としての承認を喪失するわけではない。もっとも、それ以後、両国間では、その承認が、明示的、または、黙示的のいずれかによって与えられない限り、正式な通交は不可能である。更に旧来の国家の新しい名称⁽¹⁾に対する承認が拒否されるような場合には、そうした旧来の国家は、その新しい名称に関連する一切の特権を要求でき

ない、という結果になるだけである。

(1) 一一九を参照のこと。

三 国際法人格の条件の変化

グロチウス・第二巻第九章五〜一三、プーフエンドルフ・第八巻第二章、ヴァッテル・第一巻二一、ホル・二、ハレック・第一巻八九〜九二頁、フィリモア・第一巻一二四〜一三七、テイラー・一六三、ウエストレイク・第一巻五八〜六六頁、フィートン・二八〜三二、ブルンチュリ・三九〜五三、ハートマン・一二〜一三、ヘフター・二四、ホルツェンドルフ・第二巻二一〜二三頁、リスト・五、ウルマン・二二、二六、ボンフィス・二一四〜二一五番、デスパグネ・八六〜八九番、プラディエル・フォアレ・第一巻一四六〜一五七番、ニュス・第一巻三九九〜四〇一頁、リヴィエール・第一巻三、カルポー・第一巻八一〜一〇六、フィオレ・第一巻三二一〜三三一番、マルテンス・第一巻六五〜六九。

七六 各種の変化を対比した場合の重要性 国際法人

格の存在は、事物と時間の流れに晒されている。死亡や出生や外国への移住、外国からの移民などによる市民の不断

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その三)

の漸次的な変化が存在するし、国家元首の地位にある人たちにも、たびたびの常習的な変化があり、時には、政府形態の変化もある。領土の部分的な喪失や拡張による変化も、時々あれば、独立の部分的、ないし、全面的な喪失というような変化も時には存在する。こうした国際法人格の条件や状況の中のさまざまな変化の内のいくつかは、当該国家の内部的発展にとって非常に重要であり、国際的政策に対しても直接、間接に非常に重要ではあるが、しかし、国際法とは無関係のものである。他方で、これらの変化の内でも国際法にとって重要であるか、或るいは重要になり得る変化というものは、**国際法人格**としての当該国家の性格に与える影響に従って、三つのグループに分類されねばならない。と言うのも、こうした変化の内の若干のものは、**国際法人格**としての国家に影響を及ぼすが、他のものは影響をしないし、更に、他の変化は、**国際法人格**としての国家を全く消滅させてしまったりするからである。

七七 国際法人格としての国家に影響しない変化 国

家は、元首の地位、王室、国家形態、地位、名称、領土な

どの変化にも拘らず、依然として国家であり、同じ国際法人格のままであるが、これらの変化は、**国際法と無関係**であると言ふことはできない。国家の元首の地位や王室そのものの変化がある場合、或るいは、もし、君主国が共和国になったり、その逆である場合に、**厳密に言つて国際法に従つて外国に通告したり、外国から承認されることは必要ではないが、承認を拒否する国と当該国の間では正式の通交は不可能である。**更に、国家は、その好む名称をつけることができるが、外国が承認を拒否する場合には、その名称と関係する地位上の特権を要求することはできない。そして第三として、**国家は、その領土の一部を自由裁量に基づいて処分することができ、また、好むだけの領土を取得することができるが、その場合、外国は、勢力均衡を維持するためとか、その他の重大な利害のために干渉するかもしれない。**

しかし、このような変化の重要性が、どのようなものであれ、それらは、**国際法人格としての国家に影響を及ぼさないし、当該国家の自己同一性 (personal identity) にも**

影響しないのである。したがつて、例えば、フランスは、領土の一部を取得したり、喪失したり、王朝が変化して、王国であつたり、共和国であつたり、帝国になつたりして、今は、最終的と思われるが、共和国になつていなければならない、**国際法が誕生したときから今日に至るまで、フランスとしての自己同一性を保有したのである。**こうしたフランスの置かれた条件や状況における重要な変化にも拘らず、**国際法人格としてのすべての国際的な権利義務は、数世紀を通じて、まさに同じままであつた。**大国から小国への地位の下落を意味するような領土の喪失、或るいは、小国から大国に転ずるような領土と兵力の増加は、**国際法人格としての国家には、影響しないのである。**だから、一八五九〜六一年にかけてのさまざまな事件を通して、サルディニアは、イタリア半島の全土を取得して、イタリアの大国になつたが、しかし、依然として、元のままの国であり、同じ**国際法人格のままであつた。**

七八 **国際法人格としての国家に影響を及ぼす変化**
国際法人格としての国家に影響する変化には、さまざまな

特徴がある。

(一) 物上連合 (Real Union) の場合、連合の構成諸国は、完全に独立しているけれども、連合として一つの国際法人格を形成するので、⁽¹⁾ それまで別々の国際法人格であった二つの国は、物上連合を結ぶことにより、それまでの特質に影響を受けるのである。と言うのは、その変化を通して、それらの国は、以後、全く一つの、しかも、同じ国際法人格として出現することになるからである。そして、もし、この連合が解消する場合には、その構成諸国は、再び影響を受けることになる。と言うのは、その場合、かれらは、再び別々の国際法人格になるからである。

(二) 国際法人格としての国家に影響する他の変化は、当該国家の側の部分的な独立の喪失を含むような変化である。国家固有の独立に干渉しなくても、多くの制限が、国家に課せられ得るが、⁽²⁾ しかし、或る種の制限は、必然的に独立の部分的喪失を伴っている。例えば、もし、それまでの独立国が、他の国の宗主権のもとに入り、それにより、半主権国になるとすれば、その国際法人格としての特質は影響

を受けることになる。それと同じことが、それまでの独立国が、他の国の保護のもとに入る場合にも妥当している。更に、もし、それまでの幾つかの独立国が連邦国家に参加するならば、それらの国々は、主権の一部を連邦国家に移譲し、それにより、部分的な主権国になるのである。他方において、もし、附庸国や被保護国が、宗主国や保護国から解放される場合には、それによって、その国は国際法人格として影響を受けることになる。なぜならば、今や十分な主権国家になるからである。そして、連邦国家の構成国が、その連合体を離れて、十分な主権国家の地位を獲得する場合同じについても、同じことが妥当するのである。

(三) 永久的な中立国になる国は、それによって、その国際法人格としての特質にも影響を受けるが、その独立は、そのまま存続する。しかし、永世中立化は、国家の条件を大きく変更させるために、その国は、それにより、特殊な種類の国際法人格になるのである。

(1) 八七を参照のこと。そこでは、物上連合の特質について十分に検討しておいた。

(2) 一二六、一二七を参照のこと。ここでは、こうした制限のいろいろな種類について検討してある。

七九 国際法人格の消滅 国家が、存在することを止める場合には、国際法人格であることを中止する。このよ
うな国際法人格の消滅は、理論的には、国家の全住民の移
住や滅亡により、或るいは、国内の永久的な無政府状態に
よって可能である。しかし、このようなことは、実際には、
ほとんど起こり得ないことである。国家消滅の実際的な事
例としては、すなわち、或る国家と他の国家との吸収合併
戦争による征服後の併合、或る国家が幾つかの国家へと分
裂する場合、或る国家が分裂して各々が周辺の諸国に併合
される場合、などである。

或る国家が、自発的に他の国家へ吸収合併される場合、
それによって、その国は、あらゆる独立を喪失して、他の
国家の単なる一部になる。このようにして、ホーヘンツォ
レンーヘチンゲンとホーヘンツォレンーシグマリンゲンと
いう二つの公国が、一八五〇年にプロシアと合併した。ま
た、それと同じことが言えるのは、或る国家が他の国家に

より戦争の征服後に併合される場合である。このようにし
て、オレンジ自由国と南アフリカ共和国は、一九〇一年に
イギリスによって吸収された。或る国家が、さまざまな国
家に分裂する事例には、スイスのバーズル州が、一八三三
年にバーズル・シュタットとバーズル・ラントに分裂した
場合がある。それから、或る国家が分裂して、各々の部分
が周辺諸国によって併合される事例としては、一七九五年
のロシア、オーストリア、プロシアによるポーランドの吸
収がある。

四 国際法人格の承継

グロチウス・第二巻第九章、第一〇章、プーフエン
ドルフ・第八巻第二章、ホール・二七、二九、フィ
リモア・第一巻一三七、ハレック・第一巻八九、九二
頁、テイラー・一六四、一六八、ウエストレイク・第
一卷六八、八三頁、ウォートン・第一巻五、フィート
ン・二八、三二、ブルンチュリ・四七、五〇、ハート
マン・一二、ヘフター・二五、ホルツェンドルフ・第
二巻三三、四七頁、リスト・二三、ウルマン・二三、
ボンフィス・二一六、二三三番、デスパグネ・八九、

一〇二番、プラディエル・フォデレ・第一卷一五六〜一六三番、ニユス・第一卷三九九〜四〇一頁、リヴィエール・第一卷三、六九〜七五頁、および、四三八頁、カルポー・第一卷九九〜一〇三、フィオレ・第一卷三四九〜三六六、マルテンス・第一卷六七、アプルトン (Appleton) 『分割、ないし、併合された国家の債務に関する併合の効果』 (*Des effets des annexions sur les dettes de l'état démembré ou annexé*) 一八九五年刊、フーバー (Huber) 『国家承継論』 (*Die Staatensuccession*) 一八九八年刊、『法律雑誌評論』 (*The Law Magazine & Review*) 第二八卷、一九〇三年刊、一二九〜一四二頁のリチャード (Richards) 論文。

八〇 国際法人格の承継に関する通説 いわゆる、国

際法人格の承継に関して、国際法の著者たちの間に合意があるわけではないが、それにも拘らず、次のような通説が存在するということは言えるのである。

国際法人格の承継は、一、ないし、それ以上の国際法人格が、他の国際法人格の或る種の変化の結果として、その後者にとって代わる場合に発生するが、更に、一般的な承継は、国家が、部分、部分に解体して、各々が独自の別々の国際法人格になるか、或るいは、周辺の国際法人格

に併合される場合に発生するのである。

部分的承継は、まず第一に、或る国際法人格の領土の一部が叛乱によって分断し、それが独立を勝ち取ることによって、それ自身が国際法人格になる場合に生ずることになり、第二には、一つの国際法人格が、他の領土の一部を割譲によつて取得する場合、第三は、それまでは十分な主権国家であったものが、連邦国家に加入したり、宗主国や保護国のもとに置かれたりして、その独立の一部を喪失する場合や、或るいは、それまで、十分な主権国家でなかったものが、十分な主権国家になったりする場合、第四には、或る国際法人格が、物上連合の構成国になるか、その逆の場合に、生ずるのである。

前任国のすべての権利・義務が、承継国に帰属するということを、かつて誰も主張したことは無いが、しかし、各著者は、承継が行われるということを述べた後で、その結果を演繹して、どのような権利・義務が帰属し、どのようなものが帰属しないかを証明しようとしている。

しかしながら、何人かの著者は、通説に異議を唱えて、

国際法人格の承継は起こらないと主張している。彼らの論旨は、**国際法人格**のもつ**権利・義務**は、**法人格の消滅**と共に消失するか、或るいは、**国際法人格**が、その領土の一部を喪失することによって蒙る変化に従って修正されるようになる、というものである。

(1) ガレイス・六六〇七〇頁で、この点に関して、非常に明確に検討されている。なお、リスト・二三を参照のこと。

八一 現実に承継は、どの程度、行われるか 現実の

生活上の事実が、もし、考慮にいられるならば、通説は、支持され得ないのである。承継が、しかしかかような場合に起こるのでと言ったり、その後、どのような**権利・義務**が帰属するかを立証したりすることは、問題の扱い方としては誤った方法を示すものである。**国際法**に従って、一般的な承継というものが起こらないということは確かなことであり、**国際法人格**の消滅と共に、その**法人格**としての**権利・義務**は消失するのである。しかし、どんな場合でも承継は起こらない、と主張するのも、同じように間違いで

ある。と言うのは、或る種の**権利・義務**が、前任国から或る**国際法人格**へ実際に帰属することについて疑いを抱く者は誰もいないからである。しかも、この**権利・義務**の移転は、**国家領域**の**所有**の場合には、或る**国際法人格**が他に移転するという、まさに、その事実を通して行われるからには、こうした移転する**権利・義務**に関する限り、或る**国際法人格**の他の**国際法人格**の**権利・義務**への承継が実際に起こることについては、疑問の余地が無いのである。しかし、承継が起こるあらゆる場合について、一般的な法則^{レール}を提示することは出来ない。これらの事例については、個々に検討されなくてはならないのである。

八二 併合の結果としての承継 国家が、自発的に他

の**国家**と合併したり、或るいは、**国家**が他の**国家**に従属したりする場合、後者の側は、そのまま**国家**であり、同じ**国際法人格**であるが、前者の側は、**国際法人格**としては全く消滅する。したがって、**国際法人格**としての資格や純粋に政治的な条約のいずれかから生ずる消滅**国家**の**権利・義務**に関しては、承継は起こらない。例えば、同盟条約や仲裁

裁判条約、或るいは、中立条約、更には、その他の政治性を帯びた条約は、それを締結した国の消失と共に失敗に帰することになる。それらは、その国だけの条約であつて、その自然的、法的、必然的な要件は、締約国が存在することである。しかし、消滅国家の通商条約や犯罪人引き渡し条約等が、有効のまま存続し、したがつて、承継が起こるか否かについては議論の余地がある。私が思うのには、大多数の著者たちは、その問題に否定的に答えているようである。何故なら、そうした条約は主に政治的なものだからである。

しかしながら、実際の承継は、まず第一に、消滅国家の土地、河川、幹線道路、鉄道等、局地的に關係するような国際的権利・義務に關して起こるのである。物は、それが負担するものと共に移轉する。(res transit cum suo onere)の原則に従つて、国境線、幹線道路の修理、河川の航行等に關する消滅国の条約は、有効に存続し、このような条約から生ずるすべての権利・義務は、消滅と共に吸収する国家の側に帰属するのである。

第二に實際の承継は、消滅国の国有財産や国家財源に關して發生する。それらは、両方共に、消滅国の吸収によつて、事實上、吸収国のものとなる。^①しかし、他方において、消滅国の債務もまた、吸収国によつて引き継がれなくてはならない。^②消滅国の私的な債権者は、確かに國際法によつて吸収国に対する権利を取得することはない。と言つのは、國際法は、国家間だけの排他的な法だからである。しかし、その債権者が外国人である場合には、その者の本国がもつ保護權が、吸収国に対して消滅国の債務を引き継ぐ國際的義務を履行させるべく、圧力を行使することを、その本国に可能にするのである。若干の法律學者は、承継国は、たとえ、消滅国の債務が、加わる国有財産や国家財源の価値よりも大きい場合でさえも、それを引き継ぐべきであると主張するまでに至っているが、しかし、私には、このような場合に、國家の實際の慣行が、右のような見解に従うかどうか疑問である。他方で、他國を征服した國の場合には、その征服を招いた戰爭の直接の目的のために併合される國によつて負わされることになるような義務については、引

き継がざるを得ないであろう。⁽⁵⁾

- (1) これについては、一八六六年、アメリカ合衆国・対・プリオロー (Prioleau) 事件において、高等裁判所で承認された。スノー (Snow) 『国際法判例集』 (Cases on International Law) 一九〇二年刊、参照。
- (2) これについては、ほとんど全般的に、国際法の著者や国家の慣行において承認されている (フーバー・一五六頁、および、二八二頁の注四四九参照)。トランスヴァール・コンセッション委員会報告書 (イギリス公文書・南アフリカ編・一九〇一年、コード番号六二二) は、「他国を併合した国家が、存在することを止めた国家によってなされた一切の契約によって、法的に拘束されないとすることは、明白である」と宣言している (七頁) が、それにも拘らず、「諸国家の最近の慣例は、このような契約を認知する傾向にある」ということに同意している。しかしながら、この点に関して実在しているのは、慣行を基礎とする国際法の実際の法則であって、慣例ではない、ということが主張されてもさしつかえないであろう。〔ホール・二九、および、季刊法律論評 (The Law Quarterly Review) 一七号、一九〇一年刊、三九二〜四〇一頁と当今のウエストレイク・第一巻七四〜八二頁を参照〕。
- (3) マルテンス・第一巻六七、ヘフター・二五、フーバー・一五八頁を参照。

- (4) 被征服国によって、私的個人や会社に与えられたコンセッションが、どの程度まで、征服国により支持されなければならぬか、という問題は、一般論として答えることが困難である。各々の場合の功罪が考慮されなければならぬように思われる (ウエストレイク・第一巻八二頁を参照)。

- (5) トランスヴァール・コンセッション委員会報告書 (The Report of the Transvaal Concession Commission) 九頁では、逆のことが主張されている。ウエストレイク (第一巻七八頁) は、この報告書の推論を採択しているが、彼の議論は明確ではない。通常の商業条件で、交戦国に金銭を貸与することは、国際法によって禁止されてはいないが、こうした資金を現金で、中立国船により敵国に輸送することは、戦時禁制品の輸送の範疇に属するし、交戦国により処罰され得るのである (第二巻三五二を参照)。

八三 分裂の結果としての承継 一つの国家が、ばらばらに分裂して、その断片的部分が、各々、みづから国家になつたり、**国際法人格**になつたり、或るいは、**周辺諸国**によつて併合されたりする場合、元の国家は、**国際法人格**としては消滅する。そして、それと同じ法則は、或る国家が別の国家により併合される場合に関しても妥当している。

しかしながら、消滅国の領土が、幾つかの国家によって吸収される場合には、或る困難が生ずる。ここにおいても、現実に承継が行われるが、それは、まず第一に、各々の国家が吸収した領土部分と地域的に関係する国際的な権利義務に関するものである。第二に、承継は、その幾つかの吸収国が、各々、吸収する領土部分で取得する国有財産や国家財源に關係して行われる。しかも、消滅国の債務は、引き継がなければならない。しかし、その場合、国有財産や国家財源に対して、幾つかの承継国が存在することによって複雑化し、また、債務を比例配分した部分が、各々の承継国によって引き継がなければならない、ということが、その場合に主張し得る唯一の法則ルールとなるのである。

八四 分離・割譲の場合の承継 戦争や、その他の結果として、或る国家が、自国領土の一部を他国に割譲する

場合、或るいは、国家の領土の一部が分離して、それ自身が国家になり、**国際法人格**となる場合、割譲されたり、分裂したりする領土の一部と局地的に關係したり、更には、その領土の一部にある国有財産や国家財源に關係するよう

な前任国の国際的な権利・義務に關して、承継が発生する。承継国は、前任国の債務に相当する割合だけを引き継げば、それでもって正当とされるであろうが、しかし、この点に關する国際法上の法則が存在するとは言えないのである。⁽¹⁾だが、多くの条約で、前任国の債務の一部の承継国への移転が規定されている。例えば、一八七八年のベルリン条約⁽²⁾の第九条、第三三条、第四二条は、ブルガリア、モンテネグロ、セルヴィアは、トルコの債務の一部を引き継がねばならない、と規定している。

- (1) しかしながら、多くの著者が、このような国際法の法則が存在する、と主張している(フーバー・一二五―一三五番を参照。ここでは、個々の条約が列挙されている)。
- (2) マルテンス・N・R・G・第二シリーズ第三卷四四九頁を参照。

五 複合的国際法人格

プーフエンドルフ・第七卷第五章、ホール・四、ウエストレイク・第一卷三一―三七頁、フィリモア・第一卷七一―七四、一〇二―一〇五、トウイス・第一卷

三七〇、ハレック・第一卷七〇〜七四頁、テイラー・二〇〇〜二三〇、フィートン・三九〜五一、ハートマン・七〇、ヘフター・二〇〇〜二二一、ホルツェンドルフ・第二卷一一八〜一四二頁、リスト・六、ウルマン・一一〜一五、ボンフィス・一六五〜一七四番、デスパグネ・一〇九〜一二六番、プラディエル・フォデレ・第一卷一一七〜一二三番、ニュス・第一卷二六七〜三七八頁、リヴィエール・第一卷五〜六、カルボー・第一卷四四〜六一、フィオレ・第一卷三三五〜三三九番、マルテンス・第一卷五六〜五九、プーフェンドルフ『国家制度論』(De systematibus civitatum) 一六七五年刊、イエリネック (Jellinek) 『複合国家論』(Die Lehre von den Staatenverbindungen) 一八八二年刊、ボレル (Borel) 『連邦国家の主権に関する研究』(Etude sur la Souveraineté de l'Etat fédératif) 一八八六年刊、ブリー (Brie) 『複合国家理論』(Theorie der Staatenverbindungen) 一八八六年刊、ハーヴァード歴史論文集、(Harvard Historical Monographs) (一八九一年刊・すぐれた著書目録を収録している) におけるハート (Hart) の『連邦政府研究序説』(Introduction to the Study of Federal Government) ル・フュール (Le Fur) 『連邦国家と国家連合』(Etat fédéral et confédération d'Etats) 一八九六年刊。

八五 真正、かつ、明白な複合的国際法人格 国際法

人格は、概して単一の主権国家である。このような単一の国家には、その国の国境の内外と、他の国際法人格との国際的通航とにおいて、国家を代表する政府のような一つの中枢的な政治的権威が存在するものであり、このような単一の国家を、単一的国際法人格と呼ぶことができよう。また、領土の遠隔地に対して、かなりの対内的独立を認めているために、その地域が、或る意味で、国家それ自身になっている、例えば、全体として合体的な連合になっている場合であっても、国家は単一的国際法人格のままである。イギリスの場合、カナダ自治領とオーストラリア連邦とが、他のイギリス連邦構成国と共に、今や、それ自身、国家であるけれども、大ブリテン(イングランド、スコットランド、ウェールズの総称)は、単一的国際法人格である。何故なら、大ブリテンが、唯一の主権者であり、もっぱら国家群の中でイギリス帝国を代表するからである。

しかしながら、単一的国際法人格に加えて、歴史上の事件が、複合的国際法人格をつくり出しているのである。複

合的**国際法人格**は、二、ないし、それ以上の**主権国家**が、
国家群内の地位を高めるような方式でもって、排他的に、
ないしは、すくなくとも一つの単一的**国際法人格**になる程
度に、一緒に結合する場合に存在することになるが、歴史
は、こうした複合的**国際法人格**を二種類も産み出している
のである——すなわち、**物上連合**と**連邦国家**である。**物上**
連合や**連邦国家**と対比しての、いわゆる、**君上連合** (Per-
sonal Union) や、いわゆる、**国家連合** (Confederated
State) という**結合体**は**国際法人格**ではない。⁽¹⁾

(1) 私は、ウエストレイク (第一卷三七頁) の「国家間の
さまざまな種類の**結合体**の**区別**について、何人かの著者
が提供している紙幅」は「**国際的な重要性**に照して……
不釣合である。」ということには、同意できない。この
区別には、非常に重要な問題が絡んでいるのであって、
例えば、このイギリスへバヴァリアから派遣された外交
使節は、外国の外交使節に帰すべき特権を与えられなく
てはならないか否かという問題は、バヴァリアが、ドイ
ツ帝国の一構成国であるにも拘らず、一つの**国際法人格**
であるか否かという問題にかかっているのである。

八六 君上連合の国家 君上連合は、二つの**主権国家**

L・オッペンハイム著『**国際法**』(一九〇五年刊・初版)(その三)

であり別々の**国際法人格**であるものが、君主として同一人
物を擁するという偶然の事実を通して共に結合する場合に
存在することになる。例えば、**君上連合**が、一七一四年か
ら一八三七年にかけてイギリスとハノーヴァーの間に、更
に一八一五年から一八九〇年にかけてオランダとルクセン
ブルグの間に存在した。現存する唯一の**君上連合**としてベ
ルギーとコンゴ自由国の間の一八八五年以来のものがあ
る。**君上連合**は、**国際法人格**ではないので、恰も、そうで
あるかのように扱うことは適切ではない。その二つの**主権**
をもった**構成国**は、別々の**国際法人格**のままである。理論
的には、その二つの国が互いに戦争をするということは可
能ではあるが、実際には起こり得ないことであろう。時々、
起こっているように、もし、その二つの国が、外交使節と
して一人の、しかも、同一人物によって代表される場合に
は、そのような人物は、同時に両方の国家の使節になっ
ているのであって、**君上連合**の使節ではないのである。

八七 物上連合の国々 物上連合は、二つの**主権国家**

が他の諸国から認知された**国際条約**に基づいて、同一君主

のもとに、共に永久に結合して、それにより、一つの同じ国際法人格になる場合に、存在することになる。物上連合は、それ自身が国家ではなく、二つの十分な主権国家が一緒になって単一の、しかも、複合的な国際法人格を形成する場合の国家間の単なる連合にすぎない。かれらは、一つの合成的な勢力を形成し、そして、互いに戦争をしあうことは連合条約によって、禁じられる。他方において、かれらは、外国に対して、別々に戦争をすることもできないし、かれらの内の一国に対して、別々に戦争を行うこともできない。かれらは、通商条約や犯罪人引渡条約等に別々に加入することができるが、しかし、かれらは、一つ一つが国際法人格ではないので、個々の国のための条約を締結するのは、常に結合体^{ユニオン}なのである。例えば、ハンガリーと外国との間の犯罪人引渡の国際条約を締結するのは、オーストリア・ハンガリーである。ドイツ帝国以外に、目下、存在している物上連合は、オーストリア・ハンガリーとスウェーデン・ノルウェーである。

オーストリア・ハンガリーは、一七二三年に物上連合に

なったが、一八四九年には、ハンガリーは、オーストリアと合体し、一八六七年に、再び別々の主権国家となり物上連合が再建された。かれらの陸軍、海軍、外務省は統合されており、皇帝国王 (Emperor-king) が宣戦布告をし、講和をし、同盟条約や他の条約を結び、両国のための同一外交使節を派遣・接受する。

スウェーデン・ノルウェーは、一八一四年に物上連合となり、国王が、宣戦布告をし、講和をし、同盟や他の条約を結び、両国のために同一の外交使節を派遣・接受する。スウェーデンの外務大臣が、ノルウェーの外交問題を同時に処理するが、しかしながら、両国は、一つの同一の国際法人格を形成するという事実にも拘らず、別々の商船旗と海軍旗を所有しており、将来は、領事業務をも分離させることを予定している。

(1) ドイツ帝国の内部には、サクス・コブルグとサクス・ゴータ間の物上連合がある。

(2) この連合は、必ずしも普遍的に承認されているわけではない。フィリモア・第一巻七四は、スウェーデンとノルウェーの間には、君上連合が存在すると述べており、

トウイス・第一卷四〇は、それを連邦同盟 (Federal Union) と呼んでいる。

八八 国家連合 (Statenbund) 国家連合は、多数の

十分な主権国家が、共に対外的、対内的独立を維持するため、承認された国際条約により、構成国の市民に対してではなく、構成国自身に対して、或る一定の権限を与えられた独自の機関をもつ結合体へと結びついたものである。こうした**国家連合**という結合体は、それ自身が国家でないのと同様に物上連合でもない。それは単なる諸国家の国際的な連合であり、国際的な性格をもつ一つの社会である。と言うのも、その構成国は依然として十分な**主権国家**であり、別々の**国際法人格**のままだからである。その結果として**国家連合**という結合体は、**国際法人格**ではない。もっとも、何らかの場合に、それが十分な主権をもつ構成国の合成的な権限を代表するため、**国際法人格**として扱われることがある。その結合体の主要で、時には唯一でもある機関は、議会であり、議会は、構成国が外交使節をもって代表する場である。議会に与えられる権限は、構成国の十分な主権

にいささかも影響するところの無い国際的権限である。本質的には、その権限は、連合条約に従って存在する議会の戒律に従わないような構成国に対して、戦争をするための構成諸国の団体の権利以外の何ものでもなく、それ以外の場合については構成国間の戦争は禁止される。

歴史は、**国家連合**が、その長い過程においては、ほとんど満足を与えない機構であることを示している。近時の**国家連合**の中でも三つの重要な結合体——すなわち、**アメリカ合衆国**と**ドイツ**、および、**スイスの国家連合**——が、**連邦国家**という結合体^{ユニオン}に変わったのも、そのためである。歴史上、有名な**国家連合**は、一五八〇年から一七九五年までの**オランダ**の場合、一七七八年から一七八七年の**アメリカ合衆国**の場合、一八一五年から一八六六年の**ドイツ**、一八九一年から一七九八年、一八一五年から一八四八年までの**スイス**、一八〇六年から一八一三年までの**ライン連合 (Rheinbund)**の場合である。現在、**国家連合**が存在するとすれば、その唯一の存在は——すなわち、**ホンデユラス**、**ニカラグア**、**サン・サルヴァドル**という三つの十分な主権

国家から構成される中央アメリカ大共和国⁽¹⁾である。

(1) この結合体^{ユニオン}は、一八九五年に始まる。R・G第二巻五六八頁を参照。そこに、その結合体^{ユニオン}の条約の翻訳が掲載されている(なおRG第三巻五九九頁と第四巻一四六頁をも参照のこと)。

八九 連邦国家 (Bundesstaaten) 連邦国家は、幾

つかの主権国家の永続的な結合体^{ユニオン}で、その結合体^{ユニオン}が、構成国に対するだけでなく、その市民に対しても或る権限を与えられた独自の機関をもつものである。まず第一に、その結合体^{ユニオン}は、構成国の国際条約に基礎を置き、第二に、その結果として受け入れられた連邦国家の憲法に基礎付けられている。連邦国家は、その構成国と共に真正なる国家であると言われるが、その理由は、構成国の市民に対して、連邦国家の機関が、直接の権限をもつからである。この権限こそ、一八世紀のアメリカの法学者たちにより、連邦国家を国家連合から区別する特質を示すものとして確認されたものであり、後のアメリカ合衆国憲法に関する二人の権威者、ケント (Kent) とストーリー (Story) も、この区別

を採用し、それが今日まで政治学の大多数の著者たちによって維持されているのである。そこで、もし、連邦国家が、その構成国と相並んで、それ自身が国家として承認されるとするならば、主権というものが、一方の連邦国家と、他方の構成国との間で分割されなければならないということが明白になる。この分割は、すなわち、国家が存在するための客体の一部に対する権能が、連邦国家のほうに譲渡され、その他の部分に対する権能は、構成国家にそのまま残されるというような具合で行われるものである。その権能の範囲内で、連邦国家は、その構成国の一切の干渉を受けずに直接に構成国の市民を拘束する立法を行うことができ。他方で、その構成国は、かれらの権能の及ぶ限りにおいて全く独立しているのである。

国際法にとって、この権能の分割は、それが国際的事項の権能に関係している場合にのみ重要性をもつのであって、したがって、宣戦布告をしたり、講和を結んだり、同盟条約やその他の政治的条約を締結したり、外交使節の派遣・接受を行ったりする権能を有するのは、常に連邦国家であ

り、構成国は、みずから、外国に対して宣戦布告をしたり、講和を結んだり、同盟条約やその他の政治的条約を締結したりすることはできないという理由により、**連邦国家**は、もし、承認されたならば、それ自身が、**国家群の主権**を有する**構成諸国**がもつすべての**権利義務**を備えた**国際法人格**であることは確かである。他方で、**連邦構成国**の**国際的な立場**は、そう明白ではない。**構成国**は、**国家群の内部での立場**を全く喪失している、ということが、しばしば言われているが、しかし、この見解は、**現実の事実と比較するならば**、支持できるものではない。例えば、**ドイツの連邦国家の構成国**は、**お互いの通交**ではなく、**外国との通交**においても、**外交使節を派遣・接受する権能**を保有しており、**更には**、これらの**構成国の支配君主は**、**諸国の慣行**により、**依然**、**主権国家の元首として扱われているが**、これは、これらの**構成国が最早**、**国際法人格でないのであれば**、**法的根拠の無いことである**。第三に、**スイスの場合と同様**、**ドイツの構成国は**、**連邦国家の同意を得ないで**、**かれら相互間で国際条約を締結する権能を保有しているし**、**あまり**

重要でない事項に関するものであれば、**外国と国際条約を締結する権能をも保有している**。こうした**事実が考慮に入**れられるならば、**連邦国家の構成国は**、**或る程度は**、**国際法人格であり得ると**いうことが認められなければならない。**もっとも**、**かれらは**、**国際法の十分な主体**、つまり、**国家群の構成諸国と正式に関係するすべての権利義務をもった国際法人格では必ずしもあり得ないし**、**この国家群の圏内で**、**かれらの立場があるとして**、**その立場は**、**連邦国家によって保護されているので**、**かれらは**、**部分的**主権国家**であり**、**また**、**その結果として**、**若干の部分についてのみ**国際法人格**である**。

しかし、**連邦国家が**、**さまざまな場合に**、**その構成国の対外的な代表権を掌握している**ので、**国際的な関係に関する限り**、**構成国が全く表面に出ない**、ということが、**たびたび起こっている**。**アメリカ合衆国**や、**そのアメリカの憲法を手本として憲法が形成されている他のすべてのアメリカ連邦諸国の場合が**、**その事例である**。この場合、**構成国も主権をもっているが**、**それは対内的な問題に関する限り**

である。⁽¹⁾ 構成国のすべての対外主権は、連邦国家によって吸収されているので、こうした事態が続く限り、構成国が全くもって国際法人格ではない、ということは確かな事実である。

そこで、いずれにしても、連邦国家は複合的な国際法人格であるが、その構成国が、国際法人格であるか否かによって、連邦国家は、二種類に分類されなければならない。そして、或る連邦国家が、その構成国を、若干の場合について国際法人格であるままにして成立するとき、それに対して外国から与えられる承認は、一方において、構成国の団体である、その連邦国家を、すべての重要事項に関する一つの複合的な国際法人格として、将来、承認する用意があることを内包していなければならないし、また、他方において、その個々の構成国を、あまり重要でない事項に関しては、その連邦国家と相並んで国際法人格であるとして、承認する用意があることを意味するものでなければならぬ。このような状況が、異常であり、非論理的であることは、否定できないが、しかし、構成国の他に連邦国家が存

在すること自体が、そもそも、全くもって異常であり非論理的なのである。

目下、存在する連邦国家は、次の通りである。すなわち、一七八七年以来のアメリカ合衆国、一八四八年以来のスイス、一八七一年以来のドイツ、一八五七年以来のメキシコ、一八六〇年以來のアルゼンチン、一八九一年以來のブラジル、一八九三年以來のヴェネズエラ、である。

(1) アメリカ合衆国裁判所は、合衆国は、現実に委託されたあらゆる統治権に関して主権を有するのに対し、各々の構成国は、留保されているすべての権限に関して主権を有している、という理論を常に支持している〔メリアム (Merriam) 『ルソー以後の主権理論の歴史』 (History of the Theory of Sovereignty since Rousseau) 一九〇〇年刊、一六二頁を参照〕。

六 付庸国 (Vassal States)

ホール・四、ウエストレイク・第一巻二五〜二七頁、ローレンス・五〇、フィリモア・第一巻八五〜九九、トウイス・第一巻二二〜三六、六一〜七三、テイラー・一四〇〜一四四、フィートン・三七、ブルンチュリ・

七六〇七七、ハートマン・一六、ヘフター・一九と二二、ホルツェンドルフ・第二卷九八〇一七頁、リスト・六、ウルマン・一六、ガレイス・一五、ボンフィス・一一八〇番、デスパグネ・一二七〇一二九番、ブラディエル・フォデレ・第一卷一〇九〇一二番、ニユス・第一卷三五七〇三六四頁、リヴィエール・第一卷四、カルボー・第一卷六六〇七二、フィオレ・第一卷三四一、マルテンス・第一卷六〇〇六一、スタツプス (Stubbs) 『宗主権論』 (Suzerainty) 一八八四年刊、バティ (Baty) 『南アフリカの国際法』 (International Law in South Africa) 一九〇〇年刊、四八〇六八頁、ボギー・チェヴィチ (Boghitchévitch) 『半主権論』 (Halbsouveränität) 一九〇三年刊。

九〇 宗主国と付庸国の結合体 宗主国と付庸国との

結合体^{ユニオン}とその関係は、国際法学にとって非常に厄介な問題になっている。両者は、別々の国であるので、かれらは確かに国家の結合体^{ユニオン}を形成するが、しかし、宗主国が、物上連合や連邦国家のような複合的な国際法人格である、と言うのは間違いであろう。それに、付庸国は、決して、それ自身が独立の国際法人格ではあり得ない、とか、それは他の何らかの国家と同種類の国際法人格である、とか主張す

ることも同様に間違いであろう。何が問題をそのように複雑にしているかと言えば、それは、万事が特殊な事例に依存しているために、宗主国と付庸国との関係について一般法則と、更には、国家群の内部で付庸国の立場があるとして、その立場に関する一般法則とが定められないという事実があるからである。言えることで、しかも、言わなければならないことは、国内問題に関しては、他国から独立していながら、国際問題に関しては、無条件に、或るいは、ほとんどについて、他国に従属している国が、若干、実在しているということである。それらの国々は、半主権国⁽¹⁾と呼ばれるが、その理由は、それらが、国境の内部では主権を有しているが、国境の外では違うからである。こうした半主権国が、無条件に、或るいは、国際的にはほとんどの場合に依存している十分な主権国が、宗主国と呼ばれる。

宗主権というのは、本来、封建君主とその家来の間関係で使われた用語であって、君主は、家来の宗主であると言われ、当時、宗主権というのは憲法上の用語であった。

封建制度の消滅と共に、この種の宗主権も、同じように消滅した。近時の宗主権は、付庸国に対する宗主国の憲法上の権利と呼び得るような権利を、ほとんど含んではおらず、宗主国の付庸国に対する権利は、それが、どのような構成になつていようと、専ら国際的権利だけである。宗主権は、決して主権ではない。もし仮に主権だとしても、付庸国は、国内問題について主権を有することには成り得ないし、付庸国自身が、どのようなものであれ、如何なる国際関係も決してもち得ないのである。それに、もし、それが主権と同意語であるとする、何故、宗主権を主権と区別する必要があるのだろうか。正確には、宗主権は一種の国際的な後見 (guardianship) だと主張しても構わないであろう。何故なら、付庸国は、無条件に、或るいは、大抵の場合に、宗主国によって国際的に代表されるからである。

(1) 宗主権や保護のもとにある国家に対比して、私は、連邦国家の構成国を部分的主権国と呼んでいる。

九一 付庸国の国際的地位 宗主国と付庸国との関

係が、常に特殊な事例に依存しているという事実が、国家

群の内部における付庸国の地位に関して、一般法則を定める可能性を排除しているのであるが、付庸国という資格では、国家群の中で、どのような地位であれ、一切の地位をもつ必要が無いことは確かである。あらゆる場合に、付庸国は無条件に他国との一切の関係をもち、宗主国が、これらの関係を全面的に吸収するのであるが、それにも拘らず、こうした付庸国は、その対内的独立を理由に半主権国のままなのである。しかし、付庸国は、国家群の内部では、どのような地位ももち得ない⁽¹⁾、結果的に、どのような場合であれ、国際法人格ではないし、国際法の主体ではないのである。だが、付庸国が、国家群の内部で僅かではあるが従属的な地位をもち得ること、そして、その結果として、若干の場合には、**国際法人格**として見なされなければならない、ということを立て証する事例を挙げることができる。例えば、エジプトは、宗主国トルコの諒解が無くても、外国と通商や郵便に関する条約を締結できるし、ブルガリアは鉄道や郵便等に関する条約を締結することができる。更に二つ目として、例えば、ブルガリアもエジプトも、外交機関とし

ての領事を派遣・接受できるし、三つ目として、例えば、以前の南アフリカ共和国は、イギリス側の見解では、イギリスの宗主権のもとにあったわけであるが、イギリスが、条約草案の写しを受理してから六カ月以内に拒否権を發動しない限りにおいて、他国とあらゆる種類の条約を締結することが可能であった。そして、隣国オレンジ自由国と条約を締結するについては、無条件に独立していた。また、エジプトは、一八九八年以来、スーダンに対して、イギリスと共同統治権 (condominium²) を享有しているが、これは、両国が、その領土に対して、合同で主権を行使していることを意味している。付庸国は、宗主国と無関係に戦争をする権利をもたないが、にも拘らず、ブルガリアは、一八八五年に十分な主権国であるセルビアと戦争をしたし、エジプトは、一八九八年にイギリスと共同でスーダンを征服した。

もし、付庸国が、ごく僅かな場合でも、決して国際法人格たり得ないとすれば、以上のさまざまな事実は、どのよう

に説明され得るであろうか。

勿論、こうした事実と並んで、付庸国が、国家群の内部で、たとえ、独自の僅かばかりの地位を保有しているにしても、大抵の場合、宗主国の単なる一部と見なされるということを示す別の事実も存在するのである。したがって、宗主国によって締結されたすべての国際条約は、付庸国に対して、その除外が、明記されていないか、或るいは、自明でない限り、事実上、付庸国のために締結されていることになるのである。だから、例えば、宗主国の戦争は、事実上、付庸国の戦争であり、更に、三つ目として、宗主国は、付庸国の行動に対して、或る一定の範囲内で責任を負うのである。

こうした状況のもとで、一般に認められていることは、宗主権の概念が、法的な正鵠を欠いていることであり、また、経験は、付庸国が、長期にわたって半主権国のままではいないということを教示しているのである。彼らは、ルーマニアやセルビア、モンテネグロが一八七八年にやったように、宗主権を振り払って十分な主権国家になるか、或るいは、一九〇一年の南アフリカ共和国の場合のように、併

合によって、それとも、一八五四年にドイツのクニースフェウゼンの半主権的領地が、宗主のオルデンブルクと合併したように、合併を通して、半主権を喪失するのである。

若干の場合に国際法人格であるような重要な付庸国として、目下、存在しているのは、ブルガリア⁽³⁾とエジプト⁽⁴⁾、それにクレタ⁽⁵⁾である。彼らは、すべて三つともトルコの宗主権のもとにあるが、エジプトは、実際にはイギリスの管理下に置かれている。

(1) イギリスのインド系の付庸国が、この立場にあり、彼らは、その相互間であれ、外国との関係であれ、一切の国際的関係も連絡機関ももたないのである(ウエストレイク・『諸問題』二二一〜二一九頁と当今のウエストレイク・第一章四一〜四三頁を参照のこと)。

(2) 一七一を参照のこと。

(3) ホーランド『東方問題をめぐるヨーロッパ協調』(The European Concert in the Eastern Question) 一八八五年刊、二七七〜三〇七頁参照。

(4) ホーランド・前掲『東方問題をめぐるヨーロッパ協調』八九〜二〇五頁、グリェウナウ (Grünau) 『エジプトの国家的、国際法的地位』(Die staats- und völkerrechtliche Stellung Aegyptens) 一九〇三年刊、ロシエ

リ (Cocheris) 『エジプトとスーダンの国際法的地位』(Situation internationale de l'Égypte et du Soudan) 一九〇三年刊、を参照のこと。後者の二冊は、深く排英主義 (Anglophobia) に染まっているので、注意して読む必要がある。

(5) ストレイト (Streit) 『総覧 (R・G)』第一〇巻、一九〇三年、三九九〜四一七頁参照。

七 保護下にある国

ホール・四と三八、ウエストレイク・第一巻二二〜二四頁、ローレンス・五〇、フィリモア・第一巻七五〜八二頁、トゥイス・第一巻二二〜三六、テイラー・一三四〜一三九、フィートン・三四〜三六、ブルンチュリ・七八、ハートマン・九、ヘフター・一九と二二、ホルツェンドルフ・第二巻九八〜一一七頁、ガレイス・一五、リスト・六、ウルマン・一七、ボンフィス・一七六〜一八七番、デスパグネ・一三〇〜一三六番、プラディエルーフォデレ・第一巻九四〜一〇八番、ニュース・第一巻三六四〜三六六頁、リヴィエール・第一巻四、カルボー・第一巻六二〜六五、フィオレ・第一巻三四一、マルテンス・第一巻六〇〜六一、ヘイルボーン『国際法上の保護国』(Das völkerrechtliche Protectorat) 一八九一年刊、アンジュールハルド (Engel-

hardt)『保護国について』(Les Protectorats, etc) 一八九六年刊、ゲラル(Gairal)『國際的保護国』(Le protectorat international) 一八九六年刊、デスパグネ『保護国論』(Essai sur les protectorats) 一八九六年刊、ボギツシユウイチ(Boghitchevitch)『半主権論』(Halbsouveränität) 一九〇三年刊。

九二 保護の概念 二国間の保護の關係は、宗主権とは法的にも実質的にも異なっている。それは、弱小国が、条約により、そのすべての重要な國際問題の處理を保護国へ讓渡するという方式⁽¹⁾でもって、強力で力のある国の保護のもとへ、みずからを委託する場合に發生する。こうした条約を通して、一つの國際的な結合体^{ユニオン}がその二国間に成立し、彼ら間の關係は、保護關係と呼ばれる。保護国は、國際的に被保護国よりも上位にあり、後者は、その重要な國際問題の處理の喪失と共に、その十分な主権をも喪失し、それ以後は単なる半主権国である。しかしながら、保護と云うのは、宗主権と同様に、厳密、かつ、法的な正確さを欠いた概念であって、その實際の意味は、その特殊な事例にほとんど依存している。一般的に言つて、保護と云うの

は、宗主権同様、一種の國際的な後見と呼び得るものである。

(1) 保護条約は、強力な一、ないし、それ以上の国家が、弱小国を、後者の國際關係を吸収することなく、保護することを約束する条約と混同されてはならない。

九三 保護下にある国の國際的地位 国家群の内部で保護下に置かれている国の地位は、それを、保護国と被保護国の相互の權利・義務を枚挙することによって間接的に特定するのが、保護条約であるため、一般法則として、その地位を明確にすることはできない。したがって、各々の事例を、その得失に応じて論じなければならぬのであって、例えば、被保護国が、或る一定の國際條約を締結したり、外交使節を派遣・接受したりすることができるかどうかという問題は、他の問題と同様、個々の保護條約を踏まえて解決されなければならないのである。いずれにしても、その保護を第三国が承認するということは、上位国側が被保護国を國際的に代表することを可能にするのであるが、しかし、宗主権とは対照的に、被保護国が常に国家群の内

部で、それ自身の地位を、若干の場合にもち、かつ、保留しているということと、更には、被保護国が、若干の場合について国際法人格であり、国際法の主体であるということが、この保護制度の特徴なのである。被保護国は、どのような点から見ても、上位国の単なる一部とは決して見なされないのである。したがって、被保護国は、必然的に上位国の第三国に対する戦争の当事国ではないし、その上位国によって締結された条約は、事実上、被保護国のために締結されたことにはならないのである。そして、結局、被保護国は、二つの別々の国の保護下に置かれることも可能であり、勿論、その場合には、その二つの国が、共同で保護を行使しなければならぬ。

目下、ヨーロッパに、保護下に置かれている非常に小さな国が、僅か二つだけ存在している——すなわち、フランスとスペインの共同保護のもとにあるアンドラ共和国と、イタリアの囲繞地で、昔は、教皇領地(ローマ法王が一八七〇年まで支配した)の保護下にあり、今はイタリアの保護のもとにあるサン・マリノ共和国、である。モナコ公国は、最初、一六九三年まで、

スペインの保護下にあり、その後は一八一五年まで、フランスの保護下にあり、それからはサルディニアの保護下にあって、今は、慣行を通して十分な主権国家となっている。と言うのも、イタリアが、その保護を全く行使していないからである。イオニア諸島(イタリア南方のイオニア海東部にある)は、一八一五年以来、イギリスの保護下にあったが、一八六三年にギリシア王国と合併した。

(1) この点は、クリミア戦争の期間中、当時、まだ、イギリスの保護下にあったイオニア諸島に関して、イギリス捕獲物検審所 (English Prize Courts) によって承認された (フィリモア・第一巻七七)。

(2) この保護関係では、スペイン側はウルヘル (Urgel) の司教によって行使される。

(3) これは、廃止 (desuetudo) の明確な事例である。

九四 国家群の外部の保護

ヨーロッパの外部に、ヨーロッパ諸国の保護下にある多数の国家が存在する。しかし、そのすべてが、現在の保護は別としても、国家群の完全な構成国としては認められないような文明をもつ非キリスト教国なのである。したがって、彼らが、国家群の内部で、

いやしくも、実際に何らかの立場をもつものなのかということが問題になり得る。彼らに対する保護は第三国によって承認されているので、後者は、これらの被保護国に対して何らかの政治的影響力を行使することは、法的にはできないし、また、後者は、特別な条約が無いのであれば、もし、保護国が、その被保護国を合併したり、例えば、フランスが、一八九六年にマダガスカルに対して実施したように、被保護国を、みずからの単なる植民地にしてしまう場合に、口出しをする権利をもたないのである。この種の保護関係は、現実には、併合の第一歩以外の何ものでもない⁽¹⁾。これらの保護関係は、まさに真正な国家との条約に基礎付けられているので、アフリカ人の種族に対して、ヨーロッパ諸国が、これらの種族の首長との条約を通して取得し、それにより、各々の領土が、いわゆる、保護国の将来の先占 (occupation) のために保留されているような、いわゆる、保護関係とは、あらゆる点で比較することはできない⁽²⁾。しかし、一八九六年にアビシニア (エチオピア) が、うわべだけであったイタリアとの保護関係を振り払ったときには成功

したが、もし、被保護国が、力づくによって保護関係を払拭することに成功しなかった場合には、そうした保護関係は、実際には併合という結果になるのが常である。

(1) このような保護下にある非キリスト教国の実例としては、イギリスのもとにあるザンジバルと、フランスのもとにあるチュニジアがある。

(2) 二二六を参照のこと。

八 中立国

ウエストレイク・第一巻二七〜三〇頁、ローレンス・五二と二四六、テイラー・一三三、ブルンチュリ・七四五、ヘフター・一四五、ホルツェンドルフ・第二巻六四三〜六四六頁、ガレイス・一五、リスト・六、ウルマン・一八、ボンフィス・三四八〜三六九番、デスパグネ・一三七〜一四六番、プラディエル・フォデレ・第二巻一〇〇〜一〇一五番、ニウス・第一巻二七九〜三九八頁、リヴィエール・第一巻七、カルボー・第四巻二五九六〜二六一〇、ピッチオーニ (Piccioni) 『永世中立論』 (Essai sur la neutralité perpétuelle) (第二版) 一九〇二年刊、ルグノール (Regnault) 『永世中立の効果』 (Des effets de la neutralité perpétuelle) 一八九八年刊、ツウェックフ (Tswetckff)

『永立国の法的地位』(De la situation juridique des états neutralisés) 一八九五年刊。

九五 中立国の概念 中立国というのは、攻撃に対す

る防衛の場合を除いては、他の如何なる国に対しても、決して武力を行使せず、また、間接的に戦争に引きずり込まれ得るような国際的義務には参加しないことを誓約するという条件のもとに、その独立と保全が、大国間の国際協定によって、将来のすべてにわたって保障されている国のことである。国家が、中立化されることを求めたり、或るいは、中立化されることに同意したりする理由は、それが、弱小国であり、かつ、専ら福祉の平和的發展に専念するため、国際政治への積極的な参加を望まないからであるが、大国側が、弱小国を中立化する理由については、ケース・バイ・ケースで異なっているかもしれない。これまでのところ、その主な理由は、ヨーロッパの勢力均衡であり、大国の領土と領土の間に、いわゆる、**緩衝国家** (Buffer State) として弱小国を置いておく利益である。

国家の中立化を、国家の一部の⁽¹⁾、例えば、河川や運河等

の中立化と混同してはならない。後者のそれは、その場所では、戦争をすることも、戦争を準備することもできないという効果をもっている。

(1) 本書・第二卷七二を参照のこと。

九六 中立化の証拠と条件 さて、そこで、あらゆる

国家は、他の国が戦争に突入する場合、**中立国**にならなくても、そうした他の国と条約を結んで、中立にとどまる義務を引き受けることができる。国家が、将来のすべてにわたって**中立国**になるための証拠は、常に大国間、および、当該国家間の国際条約であり、その条約によって、大国が後者の国の独立と保全を集团的に保障するのである。もし、すべての大国が、その条約に参加しない場合には、参加しない国々は、中立化の保障はしなくても、その中立化には賛成であることを示す態度をとることによって、少なくとも暗黙の了解を与えなくてはならない。**永世中立**を保障する場合に、締約国は、彼らの側から、その**中立国**の独立を侵害しない義務と、そうした侵害を他の国々が行うのを防止する義務とを負うのであるが、しかし、**中立国**は、そう

した保障があつても、決して、その保障国に依存することになるのではないし、後者は、その保障に関係しない事項について、**中立国**に対して、如何なる影響力をも取得しないのである。

中立化の条件は、その**中立国**が、一切の敵対的行為を差し控え、更には、他の何らかの国家に対する敵対行為へと間接的に引きずり込まれ得るような国際的な約束事をやめることである。

(1) したがって、ベルギーが、一八六七年にルクセンブルグを中立化した条約の当事国になって、その中立化に關与することは不可能であつた。一八六七年五月一日のロンドン条約・第二条「同じ中立国であるベルギーを除く、署名国の集团的保障の承認に基づいて……」を参照。

九七 中立国の国際的地位　中立国は、攻撃された場合を除いて、他の一切の国家に対して戦争を行わない義務を負い、更に、同盟条約や保障条約等を締結しない義務を負っているので、**中立国**は、部分的**主権国家**にすぎないのであつて、国家群の内部で他の国家と同様の地位をもつた**国際法**人格ではない、ということが、しばしば主張されて

いる。しかしながら、この見解は、中立の実際の状況が考慮されるならば、根拠の無いものである。もし、主権というものが、最高の権威以外の何ものでもないとするれば、**中立国**は、**中立国**でない他の一切の国と同様、十分に主権をもっているのである。それは、国境の内側と同様に外部においても、全面的に独立している。何となれば、独立というのは、必ずしも行動の無限の自由を意味するものではないからである。⁽¹⁾ **中立国**の独立と保全とについて、その保護が保障されているということは、この**中立国**を、保護国のもとに置くとか、保障国の他の何らかの種類の権限のもとに置くことになる、などと主張している者は誰もいないし、また、戦争を差し控えたり、同盟条約等を差し控えたりする中立化の条件には、**中立国**のもつ十分な主権を決して毀損しないという制限が含まれているのである。そして、こうした条件は、**中立国**が、他国に対して敵対行為をしたり、同盟条約に加盟したりすることを犯す場合に、権利に基づく介入を受けるとか、保護の保障を喪失するというような結果をもつばら伴うのである。相互間のすべての紛争

を、仲裁裁判で解決するため、他国と仲裁裁判条約を締結した非中立国が、それにより、武力を差し控えなければならぬとしても、その主権の一部を喪失したことはない。ないのと同様に、中立国も、敵対行為や同盟条約を差し控える義務関係に参加することにより、その主権の一部を喪失することはないのである。このことは、中立国が、同盟条約や保障条約等を除くあらゆる種類の条約を締結できるだけではなく、防衛のみに備える目的で行われる限り、陸海軍を保有したり、要塞を構築することも可能であるといふことが、考慮に入れられるならば、全く自明のこととなるのである。中立は、国家の地位にさえも影響を及ぼさないもので、ベルギー、スイス、ルクセンブルグは、王室礼を受ける国であったり、イギリスやその他の中立保障国よりも階級が下でない国であったりするのである。また、中立国は、弱小国であり、比較的に重要でない国であるにも拘らず、国家群の内部で重要な役割を果たすことができる、ということも否定できないことである。スイスは、歴史が剣によって造られる場所では発言権こそないが、国際法の

進歩に関連して、多くの点で非常な影響を及ぼしているのである。例えば、ジュネーブ協定は、その存在をスイスの主導力^{イニシアチブ}に負っているのである。或る大国による行動が、他の大国の側に大きな疑惑と用心とを産み出す場合に、永久的な中立国は、多くの懸案事項について利害関係の無い当事国であるという事実が、このような中立国に主導力^{イニシアチブ}をとらせることになるのである。

しかし、中立国は、常に例外であるし、また、例外であらねばならない。国家群と国際法とは、もし、中立国の数が、もっと増加するとすれば、現在のようなものではあり得ないのであって、すべての小国が、中立になれば、それにより、少数の大国の政治上の影響力が、既存の力以上に、もっと大きくなってしまふので、それは、国際法のためにならないばかりか、人類のためにもならないのである。四つの中立国——すなわち、スイス、ベルギー、ルクセンブルグ、それにコンゴ——は、一九世紀の産物であるにすぎず、中立が、歴史の試練に堪え得るか否かは、今後において見極められることである。⁽³⁾

(1) 一二六を参照のこと。

(2) ルクセンブルグの場合は、警察を除く軍隊を保持しないという条件のもとで中立になっているので、変則的である。

(3) 一八一五年のウィーン会議により、オーストリア、プロシア、ロシアの共同保護のもとに独立国として産み出され、永世中立化されたが、一八四六年にオーストリアに併合されたクラカウ共和国(ポーランド南部の都市国家)の運命について(ニユス・第一巻三八三〜三八五頁を参照)、それを中立国が永続性をもたない例として引用することは適当ではない。この併合は、ポーランドを周辺の隣国が吸収するドラマの最後の一幕に過ぎなかった。

九八 スイス 一六四八年のウエストファリアの講和で承認されたスイス連合は、⁽¹⁾ 当時から伝統的に中立政策を推進しているが、フランス革命とナポレオン戦争の期間、スイスは、中立を維持することに成功しなかった。フランスが介入して、一八〇三年に新しい憲法を制定させ、それに基づいて、⁽²⁾ 個々の州が、独立国であることをやめて、スイスは、**国家連合**から、単一のヘルベチア人(スイス人)の共和国になり、しかも、それは、同盟条約によってフランスと結合していた。スイスが、再び**国家連合**になったのは、

やっと一八一三年のことであり、また、スイスが、永世中立になることに成功したのは、一八一五年になってからであった。一八一五年三月二〇日に、ウィーン会議において、イギリス、オーストリア、フランス、ポルトガル、プロシア、スペイン、それにロシアは、スイスの永世中立を承認し、それを集団的に保障する宣言に署名し、一八一五年五月二七日に、スイスが、この宣言に同意した。ウィーン会議**議定書**・第八四条で、この宣言は確認され、更に、ナポレオンの最終的敗北の後、パリに集まった大国たちの一八一五年一月二〇日付の議定書でも、再び、それを承認した。⁽²⁾ その時以来、スイスは、中立の維持に常に成功して来ている。その目的のために、スイスは、要塞を築き、強力な軍隊を組織したし、また、普仏戦争(プロシアとフランスの戦争)の期間中の一八七一年の一月には、スイス領内に避難した八万名以上のフランス軍を武装解除し、戦争後まで、彼らを保護したのである。

(1) シュヴァイツァー(Schweizer)『スイスの中立の歴史』(Geschichte der schweizerischen Neutralität)

一八九五年刊、を参照のこと。

- (2) マルテンス・N・R・第二卷一五七、一七三、四一九
七四〇頁を参照。

九九 ベルギー ベルギーは、一八三二年に独立国として承認された時から中立になっているが、⁽¹⁾一八三一年一月一五日に、イギリス、オーストリア、ベルギー、フランス、プロシア、ロシアによって署名されたロンドン条約は、第七条で、ベルギーの独立と永世中立を同時に規定し、また、第二五条では、署名国である五大国の保障を規定している。⁽²⁾更に、その保障は、一八三九年四月一九日のロンドン条約・第一条で更新されたが、⁽³⁾その条約では前と同じ大国が当事国であり、しかも、それは、ベルギーのオランダからの分離に関する最終的条約である。

ベルギーもまた、スイスと全く同様に、その中立の維持に成功しており、それに、ベルギーもまた、要塞を構築し、強力な軍隊を保有している。

- (1) デスカンプ (Descamps) 『ベルギーの中立』 (La Neutralité de la Belgique) 一九〇二年刊、参照。
(2) マルテンス・N・R・第一卷三九四、四〇四頁を参

照。

- (3) マルテンス・N・R・第一六卷七九〇頁を参照。

一〇〇 ルクセンブルグ ルクセンブルグ大公国⁽¹⁾は、一八一五年以来、オランダと君上連合を形成していたが、同時に、ドイツ連合の構成国⁽²⁾でもあって、プロシアは、一八五六年以降、ルクセンブルグの要塞に軍隊を配置する権利をもっていた。一八六六年には、ドイツ連合が幕を閉じ、ナポレオン三世が、ルクセンブルグの大公を兼任していたオランダの国王から買収によってルクセンブルグを獲得しようとしたが、プロシアが、これに反対したので、ルクセンブルグを中立にすることが、諸大国にとって得策に思えてきた。そこで、ロンドンで会議が催され、イギリス、オーストリア、ベルギー、フランス、オランダ、ルクセンブルグ、イタリア、プロシア、ロシアが代表を派遣し、そして、一八六七年五月一日に、中立化を目的の一つの条約が署名されたが、その条約は、第二条において中立化を規定し、そして、みづから中立国になったベルギーを除くすべての署名国によって、それが保障されたのである。⁽²⁾

しかしながら、その中立化は、ルクセンブルグが、安全と秩序を維持するための警察を除いて、一切の軍備を保持することも、一切の要塞を所有することも許されないという、異常な情況のもとで行われたのである。このような事情のもとでは、ルクセンブルグ自身は、その中立を防衛するため、ベルギーやスイスのように、実行できることは何も無いのである。

(1) ウォムパシユ (Wompach) 『中立のルクセンブルグ』

(*Le Luxembourg neutre*) 一九〇〇年刊、を参照。

(2) マルテンス・N・R・G・第一八卷四四八頁を参照。

101 コンゴ自由国 一八八四～五年のベルリンの

コンゴ会議⁽¹⁾で、独立国として承認された**コンゴ自由国**⁽²⁾は、

一八八五年以来、**永世中立国**であるが、しかし、その中立は、諸大国による保障が無いという点で、不完全なものである。このことは、コンゴが、中立を達成した事情によって説明される。つまり、ベルリンのコンゴ会議の一般議定書・第一〇条は、署名国は、コンゴ地方の領土について、その或る一国が、当時とそれ以後において、その所有をめぐり、中立を宣言する場合には、コンゴ地方の一切の領土について、その中立を尊重すべきであると規定している。したがって、**コンゴ自由国**が、ベルリン会議で承認された時に、コンゴ国の主権者として、ベルギー人の国王は、それが、永久に**中立国**であると宣言し⁽³⁾、この宣言は、諸大国に通告され、承認された。このように、コンゴ会議は、コンゴ地方の領土の中立は保障しなかったもので、**コンゴ自由国**の中立化もまた保障されていないのである。

その会議の議定書については、マルテンス・N・R・G・第二輯・第一〇卷三三三頁を参照。

(1) モワイニエル (Moynier) 『コンゴの独立国の創設』

(*La fondation de l'Etat indépendant du Congo*)

一八八七年刊、および、ホール・二六、ウエストレイク・第一卷三〇頁を参照のこと。

(2) マルテンス・N・R・G・第二輯・第一六卷五八五頁を参照。

九 非キリスト教国

ウエストレイク・第一卷四〇頁、フィリモア・第一卷二七～三三、ブルンチュリ・一～一六、ヘフター・

七、ガレイス・一〇、リヴィエール・第一卷一三〇—
 八頁、ボンフィス・四〇番、マルテンス・四一、ニユ
 ス・第一卷一二二—一二五頁、ウエストレイク・『諸
 問題』一一四—一四三頁。

一〇二 キリスト教国とそれ以外の国との本質的な相違

前述した**国際法の法域**についての考察から、この法域が、キリスト教国を越えて、今や、トルコという回教国と日本という仏教国を内包している、ということをも、思い起こされるであろう。十分な主権をもったすべての**国際法人格**は、互いに対等であるので、**国家群の内部で**、キリスト教国と非キリスト教国の間には、本質的な違いは存在しない。トルコに居留する外国人が、彼らの領事の排他的な裁判管轄権のもとに、依然として置かれているということは、部分的には慣行から、また、部分的には条約から生ずる領土支配権に対する制限に基づく変則である。このような制限は、もし、トルコが、日本が成功したように、その裁判所の公平さについて信頼を産み出すような改革を導入することに成功するならば、必ずや廃止されることにならう。

(1) 二八を参照のこと。

一〇三 トルコと日本以外の非キリスト教国の国際的地位

トルコと日本を除く、例えば、中国、朝鮮、シャム

(タイ国の旧名)、ペルシア(イランの旧名)、更にはアビシニアのような、すべての非キリスト教国の地位は曖昧である。もっとも、アビシニアは、キリスト教国ではあるが、彼らの文明は、キリスト教国のそれとは、本質的に、かなり異なっているので、今までのところ、キリスト教国間と同種類の国際的**外交**は彼らとの間では不可能になっている。しかも、彼らの政府と住民は、目下、**国際法**を十分に理解することができず、この法のあらゆる法則と一致した態度をとることができない。これらの国々が、**国家群の内部で**、キリスト教国と同種類の**国際法人格**ではなく、同じ地位にないということは、疑い無である。しかし、彼らは無条件に**国家群の外部**にあると主張したり、いささかも**国際法人格**ではないと主張することは、同じように間違っている。彼らと、外交使節を派遣・接受し、**国際条約**を締結するからには、或る点でのみ——すなわち、彼らが、明示的、ないし、黙

示的に国家群の中に受け入れられているという点でのみ、このような国々も、**国際法人格**である、という見解は正当化されるのである。キリスト教国が、こうした非キリスト教国と、彼らに外交使節を派遣したり、彼らの外交使節を接受したりするような**国際的**の通交を始める場合と、彼らと条約上の義務関係に入る場合、キリスト教国のほうは、こうした関連部分について、彼らを、**国際法人格**であり、**国際法**の主体であるとして、承認する用意があることを、間接的に宣言していることになるのである。しかし、他の部分については、とりわけ、戦争に関しては、こうした非キリスト教国は、いまだ、**国家群**の活動範囲外に留まっており、彼らは、こうした部分については、キリスト教国の自由裁量によって扱われるのである。だが、こうした状況は、そう長くは続かないであろう。文明の進歩と共に、これらの国々が、遅かれ早かれ、言葉の十分な意味における**国際法人格**になるものと期待され得るのである。

一〇 ローマ法王庁

ホール・九八、ウエストレイク・第一卷三七〜三九頁、ローレンス・一四三、フィリモア・第一卷二七八〜四四〇、トウイス・第一卷二〇六〜二〇七、テイラー・二七七、二七八、二八二、ウォートン・第一卷七〇、五四六頁、ブルンチュリ・一七二、ヘフター・四〇〜四一、ホルツェンドルフ・第二卷一五一〜二二二頁のゲフッケン (Geffcken) の項、ガレイス・一三、リスト・五、ウルマン・一九、ボンフィス・三七〇〜三九六番、デスパグネ・一四七〜一六四番、リヴィエール・第一卷八、フィオレ・第一卷五二〇、五二一番、マルテンス・第一卷八四、フィオレ『教会と法王の国際法上の地位』(Della condizione giuridica internazionale della chiesa e del Papa) 一八八七年刊、ボンバル (Bombard) 『法王の国際法』(Le Pape et le droit des gens) 一八八八年刊、アンバール・ラトゥール (Imbart-Latour) 『国際法におけるローマ法王の地位』(La papauté en droit international) 一八九三年刊。

一〇四 昔の法王領地 国際法が、キリスト教世界の

諸国間で発達し始めたころ、法王は、そうした国々の中の

一國——すなわち、いわゆる、法王領地の君主であった。この国は、その存在をペパン・ル・ブレフ(フランク王、在位七五二—七六八、カール大帝)とその子息シャルルマーニュ(カール大帝)に負っていたが、この二人が、フランク族の王として彼らに王冠を授けた法王ステファン三世とアドリアン一世とに感謝して、その国を造ったのである。それは、一七九八年までローマ法王の支配下にあり、それから約三年間、共和国になっていた。しかし、一八〇一年に、また法王の支配体制が再建され、一八〇九年には、こんどは、ナポレオン帝国の一部となった。一八一四年には、また再建され、一八七〇年まで、存続していたが、その年にイタリア王国に併合された。法王領地が存在した全期間、法王は君主であり、その資格は、他のすべての君主と同等であった。しかしながら、当時でさえ、法王の地位は不規則であり、さまざまな国により彼らに与えられた影響力や特権は、決して、彼らが一國の君主であることだけに基づいたのではなく、ローマ・カトリック教会の首長であることに基因していたのである。ところが、この変則さは、何ら實際上の困難を産み出しはしなかつ

たのである。と言うのも、法王に与えられた特権は、席次の範疇においてのみ存在したからである。

一〇五 イタリアの保障法 一八七〇年にイタリアが、法王領地を併合し、ローマをその首都にしたとき、イタリアとしては、法王庁の地位と、ローマ・カトリック教会にとってのローマ法王の重要性に見合った地位とを設立する任務を引き受けねばならなかった。その場合、ローマ法王が、イタリアの家臣になり、法王庁が、イタリアの領土支配権のもとにある一つの団体になるということは、不可能であるように思われたし、ローマ・カトリック教会の問題に対するローマ法王庁の管理と、教会の神聖不可侵の首長としての法王の地位に、何らかの改革を加えることは、さまざまな理由から望ましいことではなかった。そのため、イタリア議会は、法王と法王庁に授与される保障に関する法律を可決したが、それは、一般に「保障法」と呼ばれている。この法律に従って、法王と法王庁の地位は、イタリアでは次のようになっている。——すなわち、

法王の身体は、神聖にして不可侵である(第一条)。法王

の身体に対する犯罪は、イタリア国王に対する犯罪と同様の方法でもって処罰されるべきであること（第二条）。法王は、主権者としてのすべての栄誉を享有し、ローマ・カトリックの諸君主が、法王に与えた席次上の特権を保有し、法王の身体と宮廷の安全のため、併合以前と同様の兵力をもつ武装衛兵を保持する権利をもつこと（第三条）、そして、三二二万五〇〇〇フランの手当金を受領すること（第四条）。

法王庁の所在地であるヴァチカンと、新法王を選出するための秘密会議や全キリスト教会議が行われる宮殿は、神聖不可侵であって、イタリアの官憲は、法王庁の同意無くして、そこに立ち入ることは許されない（第五、八条）。法王は、ローマ・カトリック教会の首長としての使命に関係するあらゆる機能を遂行するにあたり、無条件に自由であり、また、それは、法王の職員についても同様である（第九、一〇条）。法王は、使節を派遣・接受する権利を享有し、その使節は、イタリアの派遣・接受する外交使節がもつすべての特権を享有する（第二一条）。法王と全ローマ・カトリック世界との通信の自由が認められ、したがって、法王

は、ヴァチカンやそれ以外の居住地において、自己所有の郵便・電信局に対する権利を享有するし、彼自身の郵便局職員を任命する権利をも享有する（第二二条）。そして、最後に、ローマにおける聖職者を教育するための法王の諮問院^{カレッツ}やその他の教育機関、および、その環境には、イタリア当局による一切の干渉が無く、法王の排他的な監督下に留まること。

法王は、このイタリアの保障法を、いまだ承認しておらず、諸外国も、イタリアにおいて、その法律によって設立される法王の地位に対して、明示的な同意を与える機会をもってはいない。しかし、事実上、諸外国は、法王自身と同様、その法律の規定を利用している^①。もっとも、後者は、法王領地の併合によって産み出された事態に対する抗議を、決して中止してはいないのである。幾つかの外国は、イタリアに派遣される外交使節と相並んで、法王に特別使節を派遣し、後者も、数カ国に使節を派遣している。

（一）しかし、法王は、保障法によって与えられる手当金を、今までのところ、受領していない。

一〇六 法王庁と法王の国際的地位 この保障法は、

国際法ではなく、イタリアの国内法であり、国家群の構成^{構成}国は、これまでのところ、法王庁と法王の国際的地位に関して、特別の協定は何ら結んではないのである。そして更に、法王領地の消滅以来、最早、法王が、国家元首としての地位から主権が生ずるような君主ではない、ということとは疑い得ないのである。こうした理由のために、多くの著者たちは、^①法王庁と法王とが、国際法に従って、どのようなものであれ、最早、一切の国際的地位を有せず、その理由は、国家のみが、排他的に国際法人格だからである、と主張しているのであるが、しかし、国際生活の事実と日々の慣行の現実的情况とを斟酌するならば、この見解は、支持する根拠をもたないのである。ローマ法王庁は国家ではないけれども、そこから外国に派遣される使節は、外国により、治外法権、不可侵権、儀礼上の特権に関して、外交使節と同等に扱われており、また、法王庁に使節を派遣する外国は、外交使節のもつすべての特権と地位とを、イタリアから得ているのである。更に、法王は、最早、国家元

首ではないけれども、君主制国家の元首のための特権は、いまでも外国によって法王に認められているのである。勿論、こうした扱いを通して、法王庁は、国際法人格としての資格を取得するわけではなく、法王も、それによって君主制国家の元首としての資格を取得するのではない。しかし、場合によっては、法王庁は、現実に、恰も国際法人格であるかのように扱われることがあり、法王のほうは、あらゆる点で恰も君主国の元首であるかのように、実際には扱われているのである。したがって、国家群の構成国^{構成国}の慣行により、また、暗黙の了解により、法王庁は、或る意味での国際的地位をもつものと言われねばならない。この地位は、法王庁が、場合によっては、恰も国際法人格であるかのように扱われることを、すべての国家に対して要求することを認めるものであり、更には、法王が、あらゆる点で、恰も君主制国家の元首であるかのように扱われることを要求するをも認めるものである。しかし、ローマ法王庁によって派遣・接受される使節は、外交使節として扱われねばならないが、実際には、彼らは、国家の国際問題

のため^{エイジエント}の行為者ではなく、専らローマ・カトリック教会の問題のため^{エイジエント}のエイジエントである以上、外交使節ではない、ということが強調されねばならない。そして更に、ローマ法王庁は、国際条約を締結できないし、国際会議で投票権を要求することもできない、ということが強調されなくてはならない、いわゆる、政教条約 (Concordats) —— すなわち、ローマ・カトリック教会の問題に関する法王庁と諸外国との間の条約——は、通常、国際条約と類似の扱いがなされてはいるが、国際条約ではなく、昔でさえも、法王が、国家元首であった当時、こうした政教条約は、法王領地とは結ばれておらず、あくまでもローマ・カトリック教会の代表としての法王庁や法王と諸外国の間で結ばれたのである。

(1) ウェストレイク・第一巻三八頁は、今や、こうした著者たちの列に加わっている。

一〇七 法王庁と法王への侵害　ローマ法王庁は、みずからと法王の身体とが侵害されないように予防するための力を、少しも持たないので、法王庁と法王の身体の保護

に関する問題が発生する。現下の法王庁の国際的地位は、国家群の構成国の暗黙の了解の上にあるので、イタリアや他の国が、法王庁や法王の身体を侵害する場合には、多くのローマ・カトリック勢力が抗議を行うものと信じられる。そして、法王庁と法王の身体のいずれかの保護を目的とした介入は、権利に基づく干渉としての性格を帯びるようになるであろう。イタリア自身も、外国による以上のような侵害は、きっと自分の国の問題にするであろうが、法的に、そうしなければならぬという義務が、他の国以上にあるわけではないし、また、法王庁や法王による外国の法人格性に対する侵害があっても、イタリアが、その外国に責任を負うわけではないのである。

一一 現在の国際法人格

一〇八 ヨーロッパ諸国　言うまでも無く、七二のヨーロッパの国々のすべてが、国家群の構成国^{メンバ}である。それらは、次の通りである。

大国としては、

オーストリア・ハンガリー

イギリス

フランス

イタリア

ドイツ

ロシア

やや小国としては、

デンマーク ルーマニア

ギリシア セルビア

オランダ スペイン

モンテネグロ スウェーデン ノルウェー

ポルトガル トルコ

非常に小国ではあるが、それにも拘らず、十分な主権国

家として、

モナコ リヒテンシュタイン

中立国としては、

スイス ベルギー ルクセンブルグ

半主権国としては、

アンドラ（フランスとスペインの保護下にある）

サン・マリノ（イタリアの保護下にある）

ブルガリア
クレタ

（トルコの保護下にある）

部分的な主権国としては、

(a) ドイツの構成国家

王国：プロシア、バヴァリア、ザクソン、ヴュル

テンベルク

大公国：バーデン、ヘッセ、メクレンブルク、シュ

ヴェリン、メクレンブルク、シュトレリッツ、

オルデンブルク

公国：アンハルト、ブルンスウィック、ザクセル

ルテンブルク、ザクセル、コーブルク、ゴータ、

ザクセル、マイニンゲン、ザクセル、ヴァイマル

侯国：ロイス・エルダー・リーネ、ロイス・ヤンガー

リーネ、リッペ、シャウンブルク、リッペ、

シュヴァルツブルク、ルドルシュタット、シュ

ヴァルツブルク、ゾンダーシャウゼン、ヴァ

ルデック

自由都市として、

ブレーメン、リウベック、ハンブルク

(b) スイスの構成国家

チューリッヒ、ベルン、リュサーン、ウーリ、シュ
ヴィーツ、ウンターヴァルデン（オブヴァルデンとニー
トヴァルデン）、グラルス、ズーク、フリーブル、ゾー
ルール、バーゼル（バーゼルス、シユタットとバーゼル
ーラントシャフト）、シャフハウゼン、アペンツェル
（アペンツェル・アウセル・ローデンとアペンツェル・イン
ネル・ローデンの二つのローデン）、セント・ガレン、
グリソン、アールガウ、トウルガウ、テッサン、ヴォ
ー、ヴァレー、ヌーシャテル、ジュネーヴ

一〇九 アメリカ諸国

アメリカには、二一の国があ
り、それらが**国家群の構成国**である。しかし、アメリカ大
陸にある五つの**連邦国家の構成国**は、**部分的主権国家**では
あるが、アメリカの**連邦国家**は、スイスやドイツとは対照
的に、その構成国家の蓋然性のあるすべての**国際関係を吸
収している**ので、アメリカの**連邦国家の構成国**は、**国家群
の内部に足場をもたない**ことが強調されなければならない。

しかし、一つの**国家連合**が存在している——すなわち、す

べてが十分な**主権国家**であるホンデユラス、ニカラグア、
サン・サルヴァドルから構成される**中央アメリカ大共和国**
である。

北アメリカにあるのは、

アメリカ合衆国

メキシコ合衆国

中央アメリカには、

ホンデユラス

ニカラグア

サン・サルヴァドル

（中央アメリカ大共和国）

グアテマラ

コスタ・リカ

パナマ（一九〇三年以降）

ハイチ

サン・ドミンゴ

キューバ

南アメリカにあるのは、

コロンビア

ウルグアイ

エクアドル

ボリヴィア

ペルー

パラグアイ

ヴェネズエラ合衆国 アルゼンチン合衆国

ブラジル合衆国 チリ

一一〇 **アフリカ諸国** アフリカでは、黒人のリベリ

ア共和国と**コンゴ自由国**だけが、**国家群の真正**、かつ、十分な**構成国**である。**エジプト**と**チュニジア**は、**半主権国**であり、一つは、**トルコ**の**宗主権**下に、もう一つは、**フランス**の**保護**下に置かれている。**モロッコ**と**アビシニア**は、共に十分な**主権国家**であるが、しかし、**国家群の構成国**になるのは、若干の場合についてのみである。**スーダン**は、例外的な地位を有している。すなわち、**イギリス**と**エジプト**の**共同統治権** (condominium) のもとにあるので、**国家群の内部**での、**スーダン**自身の地位は、確かに存在しないのである。

一一一 **アジア諸国** アジアにおいては、**日本**のみが、

国家群の十分に**して真正なる構成国**である。**ペルシア**、**中国**、**朝鮮**、**シヤム**、**チベット**は、若干の場合にのみ、**国家群の構成国**になるにすぎない。